

宜 議 第 1 6 0 号  
令和 2 年 8 月 2 1 日

議長  
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会  
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第 4 2 8 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 2 年 6 月 1 6 日	令和 2 年 6 月 1 6 日	議案第 4 6 号、議案第 4 7 号、請願 7 号
令和 2 年 6 月 1 7 日	令和 2 年 6 月 1 7 日	陳情第 1 号、陳情第 3 2 号、陳情第 6 号、陳情第 7 号、議案第 4 7 号、議案第 4 6 号、請願第 7 号、陳情第 1 0 号、陳情第 1 1 号、陳情第 1 2 号、陳情第 1 4 号、陳情第 1 6 号、陳情第 2 1 号、陳情第 2 2 号、陳情第 2 7 号、陳情第 3 3 号、陳情第 3 6 号
令和 2 年 6 月 2 5 日	令和 2 年 6 月 2 5 日	意見書第 1 5 号、意見書第 1 6 号、意見書第 1 7 号
会議日数 3 日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第46号	交通事故に関する和解等について	令和2年 6月15日	令和2年 6月17日	同意 (全会一致)
議案第47号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和2年 6月15日	令和2年 6月17日	原案可決 (全会一致)
陳情第6号	こども医療費助成制度の拡充を求める陳情	平成30年 10月10日	令和2年 6月17日	採択 (全会一致)
陳情第7号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情	平成30年 10月10日	令和2年 6月17日	採択 (全会一致)
陳情第32号	(仮称)学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情	令和2年 3月3日	令和2年 6月17日	不採択 (全会一致)
意見書第15号	こども医療費助成に係るペナルティーを完全に廃止するとともに、制度の拡充を求める意見書	—	令和2年 6月25日	原案可決 (全会一致)
意見書第16号	こども医療費助成制度の拡充を求める意見書	—	令和2年 6月25日	原案可決 (全会一致)
意見書第17号	「後期高齢者医療窓口負担の見直し」に当たり、原則1割負担の継続を求める意見書	—	令和2年 6月25日	原案可決 (全会一致)
請願第7号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和2年 3月3日	—	閉会中の 継続審査
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年 6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第22号	令和2年度福祉施策及び予算の充実について	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第33号	沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情	令和2年 6月15日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第36号	国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情	令和2年 6月15日	—	閉会中の 継続審査

## 福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月16日（火）1日目

午前10時10分 開会

午後 3時00分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
—	—
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○参考人（1名）

参考人	比嘉弘子
-----	------

※随行3名（仲田、宮城、島尻）

○説明員（7名）

健康推進部長	松本 勝利
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
国民健康保険課 保険税担当主査	西浜 稔
学務課 学務係長	普天間 奈々

国民健康保険課 課長	米須 之訓
国民健康保険課 保険税係長	富濱 祐敏
指導部長	川上 一徳

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

議案第46号 交通事故に関する和解等について

議案第47号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

令和2年6月16日（火）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時10分）

【議題】

議案第46号 交通事故に関する和解等について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 議案第46号 交通事故に関する和解等についてを議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 追加議案にございました議案第46号 交通事故に関する和解等についてを質疑します。

まず、内容はお聞きしましたが、追突ということでございまして、女性、そして相手も2人乗っていたということで理解していいのでしょうか。こちら側も2人乗っていたのか、1人乗っていたのか、それを確認したいと思っております。

相手方の女性のほうは追突ということは、相当な打撲とか何かあったのかどうか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 おはようございます。お答えする前に、当該議案第46号 交通事故に関する和解等についてということで、この事案に関しましては、健康推進部介護長寿課において発生した交通事故であり、事故に遭われた方をはじめ関係者の皆様方に対して御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

伊波委員から御質問のありました関係者という流れ、今回追加議案として出されている1ページ目のところにありますとおり、当事者、2番、損害賠償請求者として、運転手の女性の方1名、ほか同乗者1名でございます。また、追突した宜野湾市側のほうであります。運転者1名が乗っております。

追突ということで、損害賠償請求者のほうの人身に関するものに関しては、病院で受診をしておりますが、けが等は2人とうちの運転手も3人、人身等の件に関しては、幸いにもありませんでした。

以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 相手は軽自動車ですね。初心者マークもついてはいるのですけれども、こちら側のほうは乗用車で追突したということで理解していいですか。こちらも軽自動車ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 宜野湾市の車両も軽自動車でした。まず、事故の概要を少し御説明したいと思います。令和2年3月5日木曜日の午前9時35分頃、市道普天間3区喜友名線、通称いすのき通りのほうを普天間から喜友名向けに進行してございました。その際、新城2丁目付近の車道にて、本市職員が運転する公用車が前方を走行し、道路外へ右折するため停車していた車両に、ちょうど雨の降り始めでございまして、スリップ等をして追突した事故でございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、結構前のほうをしっかりと見ていなかったということで理解しますけれども、そういうふうに、これはちゃんと前見ないで走っていたのか、ぼうっとしていたのか、事故原因は何ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 事故の原因でございしますが、おっしゃるとおり追突事故ということで、この中にもあるとおり、こちらのほうの100%の加害という形であります。やはり雨の降り始めということで、スリップ等も想定する場合には、基本的には十分な車間距離を保持するということが必要だったかと思えますけれども、そういった車間の距離の保持が十分でなかったがために、そういった追突事故を起こしてしまったというふうな認識でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 しっかり職員には注意喚起はさせていただいているものだと思いますが、大きな事故につながらなかったのが不幸中の幸いかなとは思いますが。

特に今回、議会の中で承認後、この資料1のほうを見ますと、支払いの損害賠償関係、こちらは3月5日に追突事故を起こして、それからもう3か月もたっていますので、これを速やかに損害賠償のほうはしていかないといけないと思いますが、概算払いはどこから概算払いという形になっていますか。医療費とかレンタカー代とか車両代、これは概算払い、損害賠償に関しての人件費の2万4,892円、これは議会承認後とありますよね。この理由をちょっと説明してくれますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の事故の損害賠償金につきましては、事故に遭われた方と賠償金の額の決定等に時間を要するために、過去の実績等も踏まえまして、円満な示談交渉に支障を来すおそれがあるため、介護保険特別会計の予備費から、賠償金に充当して概算払いを行っております。内訳といたしましては、損害賠償額53万9,312円のうち51万4,420円を概算払いし、残り2万4,892円は、和解契約締結後にお支払いする予定となっております。

概算払いの根拠といたしましては、地方自治法施行令の規定及び宜野湾市財務規則の規定によるものであります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 宜野湾市の交通事故の専決処分の上限は幾らですか。議会に諮らなくていい専決処分の金額。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 専決処分の議会報告の省略に関しては50万円だったかと思えます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、これは50万円超えたから、今回は専決処分なしで議案として上がってきましたということで理解しますが、いいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員おっしゃるとおりであります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、この賠償額の中の議会承認後の賠償額とありますよね。本人が被害を受けた金額が2万4,892円、これは通院費が42円というのが全然分からないのですけれども、これ何ですか。通院費で42円というのは、タクシーに乗っても40円では行けない。この出し方。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 この交通事故の内容に関しては、保険会社が手続等しておりまして、この42円の部分に関しましては、自宅から病院までの交通費としてガソリン代相当額を計上しております。

○伊波一男 委員 一般の市民だったらもっと怒ると思うのです。42円しかかからないというのだったら、これは保険会社が出した数字だということで理解したいと思います。それと、議会承認後のこの損害賠償支払いってありますよね。ということは、今月の議会承認後に、それから何日間後にまたご本人に振り込みされると思うのです。これは、本人ともうしっかり話合いが終わっているということで理解しておきたいのですが、いいでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 損害賠償額一覧表にありますとおり、この内容は保険会社等を通じて事故に遭われた方に了解していただいております。

また、今議会で承認いただいた後、この契約を締結し、その内容に基づいて、残りの額をお支払いする形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、最後にします。公用車が交通事故を起こすとき、1人で乗っている場合も結構あるみたいなのですが、2人でやればまた緊張感もあって、ぼうっとしないと思うのですけれども、どういふふうに、特に追突事故というのはもう前方不注意ですよ。もしくはスピードが出ていて、ブレーキロックしたまま追突したかもしれませんけれども、前方不注意というの大きなものがあるので、今後どのようなふう担当部署としては交通安全対策をやっていく予定ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 委員のおっしゃるとおり、事故に遭われるケースというのはいろいろなケースがあるかと思しますので、単身の場合、あるいは同乗者がいる場合、同乗者がいても私語とかあって集中力に欠けると、また事故を起こす可能性もありますので、当然ハンドルを握ることによって、この安全運転の認識を総務課から発出されている公用車の安全運転マニュアルとか、その安全運転の心得等、法規を遵守しながら、気を引き締めながら対応して、運転手に対しては対応していただく予定です。

また、うちの課だけではとどまらず、健康推進部としても3課ございますので、こういった事故があったことの報告、またそれを起こさないような形の対策等も注意喚起していきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと素朴な疑問なのですが、市として自動車保険というのは加入されているのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 公用車に関しては、総務課が所管して全車の任意保険等も加入しております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ということは、今回、こういった議案は上がっているのですけれども、実質の支払いというのは、この保険が適用されるということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 保険のほうは、一旦は全額保険のやりとりではなくて、今回は介護保険特別会計から一旦お支払いはします。その部分に関して、その保険の対象範囲をまた歳入を受ける形で金額のほうはやりとりがございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 では、この事故の件なのですが、事故を起こしてしまったこの職員の方は正職員ですか、それとも臨時の職員ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 介護長寿課の正規の職員でございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 臨時の職員の方が運転するケースはないという認識でよろしいのですか。たまたま今回正規の職員だったということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 介護長寿課においてさまざまな業務がございます。訪問調査であったりとか、あるいは金融機関のほうでの処理の送付であったりとか、そういったものもございますので、正規職員、会計年度任用職員、いずれも運転するケースはございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 できれば正規の職員の方にやっていただいたほうが、責任とか出てくるので検討していただけないかなと思います。

今回、この介護長寿課の方が事故を起こしたということで説明等をしていただいていると思うのですが、市全体としても事故が多くないかなというふうな感触を持っているのです。介護長寿課で今回の件があったことで十分反省等されて、今後起きないようにされることは非常に大事だと思うのですが、他部署への共有とか横展開的な動きというのを予定していますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 介護長寿課において、今回事故のほうを起こしてございますが、保険の担当の部分に関しては、総務課のほうが所管しておりますので、事故の状況、また二度と起こさないような形での報告等を共有して、やっぱり委員がおっしゃるとおり、市全体での交通事故を可能な限り少なくしていく方向であるような形で、介護長寿課としても当然そのように臨んでいきたいと思ひますし、また市全体としても、うちの部署でまたそういった喚起するところではないものですから、総務課とも連携しながら、交通事故を起こさないような形で進めていきたいと思ひます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 この事故の前にも多分事故はあったと思うのですが、そのときも今と同じような回答をその部署の方はされて、市全体として減らそうとしているというふうな思いはあったと思っています。それが今回できていなかったというふうな見方もできると思いますので、では前回と同じようなことを繰り返すのではなく、その対策を改めて違うものというか、よりいいものというのを検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 経過とか何かは聞いたのですが、先ほど委員からもありましたように、恐らく何かしらやっぱり原因があると思うのですが、職員が乗っていた車両の不具合というか、例えば先ほど説明がありましたように、雨が降り始めてちょっと滑りやすくなっていたという可能性もあると言っていたのですが、タイヤとか車に関する、よけ切れなくて事故が起きたのですが、その何かの原因で、車両が何か原因でという可能性はあるのでしょうか。その辺またちょっと確認したいのですが、先ほど。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の事故車両につきまして、令和元年8月に車検を受けております。その状況の点検記録簿を確認しております。その中でタイヤの溝の状況等をやっぱりどういった状況なのかというのも確認してございますが、車検の中ではタイヤの亀裂、損傷等の部分は発生しなくて良好な状況であるというような点検結果報告もございます。今回は、特にやっぱり雨の降り始めであれば、特にまた車間距離も当然十分な距離を保つ必要があったかと思っておりますので、そういったところがちょっと不十分だったと、また業務のことを職員のほうに確認すると、今後の業務のありようとかをちょっと考え事しながらということで、注意が少し散漫になったこともあるかと思っておりますので、委員の皆様からも御指摘あったとおり、やっぱり運転に十分注意するように、そのような形のことを注意喚起していきたいというふうに思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 事故というのは起こしたくて起こすものはないとは思いますが、もしかしたら業務に追われて慌てていた可能性もあるかと思っておりますので、その辺の、一番はどのタイミングでブレーキを踏んだとかも現場見ていないからわからないのですが、その辺のまた車の整備等もこれからもしっかりやっていただきたいと思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっと確認をしたいのですが、先ほど事故現場のほうは、いすのき通りの普天間から喜友名向けの交差点ということでしたが、これは右折すると普天間中学校へ行く三差路ですよ。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員おっしゃった場所ではなくて、普天間中学校、もう少し手前の認可外保育園のところを道路から右折するために停車していたということでもあります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは交差点ではないということですね。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 交差点ではございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 交差点外の前方車の右折ということであるので、また事故の状況の認識が少し変わってくるのかなと思います。というのは、ぶつけられた車両の右側がへこんでいて、こちらは左がへこんでいるということは、恐らくそのまま追突していると思うのです。ということは、ぶつけられた側も急にウインカーを入れた可能性もあるのかなというのもあるのですけれども、車間距離が空いていなかったというようなお話がございました。昨日は資料請求させていただいた、逆に公用車の年式は何年式ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回事故を起こした車両の初年度の検査は、平成20年であります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、12年落ちなので、軽乗用車の耐用年数は何年ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 車両の使用頻度、あるいは海側は塩害とかの状況とかもありますので、一概に、恐らく7年から10年ぐらいなのかなと思っておりますが、その状況に応じて使用できるものに関しては、やはりメンテナンス等をしっかりしながら使用してございますので、一概に何年来たから廃車するという形にはしていないかと思えます。車両の状況に応じて廃車等の手続するときは、その状況を見ながら廃車手続を取っているかと思えます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 一般に、営業用で使用している軽自動車の減価償却は5～6年なのです。12年使っているというところに問題はないかというのと、あとはタイヤの溝の話が出ていましたけれども、これはスリップサインが出ていたのではないですか。このタイヤの、タイヤ左前のほうのタイヤあります。要はその溝がもうないですよと、スリップサインがこれ出ているように見えるのですけれども、要するに検、車検出して終わりではないのです。やっぱり車というのは消耗品ですから、車はもう消耗品なのです。その消耗品に対する考え方というのがちょっと甘いのではないかと、だからスリップサインの出ているタイヤをそのまま装着して走らせている。その車に対しての管理がもうちょっとしっかりしていれば、これは未然に防げた事故でもあるのかなと、人的な操作ミスと車両の整備ミスと2つが重なって起きた事故なのかなという気がしますけれども、これは前輪のタイヤの溝に関しては、これは適正ですか。車検の話ではないのですよ。車検が終わっているのは8月だということでしたので。このタイヤの溝は正常な状態ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 うちのほうで車両のほう7台保有して通常業務に当たってはいますけれども、やっぱり車両を点検する整備士等がいるわけではございませんので、そのことに関しては当然車検等もクリアして、安全確認をしながらしてございますが、委員おっしゃるとおりの形で、それだけでは不十分な面があれば、当然目視等の確認をして、その摩耗度、あるいは劣化した状況等も勘案して、ちょっと点検も必要な場合には、次回からこうしていきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 というのは、平成29年から令和2年まで、介護長寿課だけで4件の事故が起きているのです。これはちょっと、1つの課としては、生活福祉課が6件と、同じ課で何でこんなに集中して、この短い間に事故が起きているのかなというのが、それは運転数が多いということがあったとしても、やっぱり車両の整備というのが、やっぱりちょっとしっかりしていないのかなと、いろんな会社とか見ると、やっぱり車

両の整備観察、ブレーキランプが消えていないかとか、タイヤの溝がちゃんとあるかというのを、そういうやっぱりこれ車を運転するわけなので、50万円未満は議会事項にならなくなって、あまりこういうことが議会で議論される機会が最近なくなっているのです。それは、被害を受けた方への損害賠償を迅速に行うためということで、50万円未満に対しては専決処分でどんどんやっていく。議会に対してはあまりそういった詳しい議論がする場がなかったのですけれども、今回50万円以上ということで議会事項になっているので、僕はなぜこれ介護長寿課がこんなに多いのかなというところなのですが、これはやっぱり車両は定期的にもうリースにして替えていかないと、職員の安全も守れないし、ましてや市民の安全もこれは守れないようなものでは、これは次長、全庁的にとということで、替えていつている部署もあり、何で課によって、この車の耐用年数が違うのか不思議でならないのですけれども、この機会にちょっと全庁的に車の耐用年数をちょっと、提言ですけど、もう一度調査して振り返るべきだとは思っているのですけれども、どうなのでしょう。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 事故は本来ないほうがいいのであるわけでございまして、どうしても訪問とかイベントの実施等で調整する場合とか、外に出る業務が多い部署が当然件数は多くなるかと思えます。そういったところでもやっぱり車両の特にタイヤ関係とかは、車検等あるいは法定点検等で当然点検をしていただきますが、それ以外にも日常的に確認、あるいはまたそういった車検等を実施する整備士などのお話等も伺いながら、事故をできる限り少なくしていくような形で、健康推進部としては努めていきたいと思えます。

今回、やっぱり車両全体の部分に関しては、うちのほうの所管ではないものですから、その部分に関してそういった御提言がありましたことを車両管理する部署のほうにも伝達していきたいと思えます。

また、やはり購入する場合、あるいはリースする場合の財源的な措置とか、一長一短あるかと思えますので、その辺の部分に関しましては、財政当局のほうにもお伝えしていきたいと思えます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回、事故の件で、車は全部消耗品なので、目視できる部分だけではなくて、数字で、何キロ以上走ったらタイヤは全て交換というのをしっかり決めていただかないと、職員も安心して車を利用できないので、今回の事故の状況を見たら、本当にそのままぶつかっているのに、全くよけているような感じが見受けられないので、恐らくブレーキ踏んで止まると思ったら、スリップしてそのまま追突されていることになるので、多分運転する職員もちょっとかわいそうなような、もしかしたらこれ整備がしっかりしていれば、タイヤの溝がちゃんとあれば防げた事故かもしれないので、そこはしっかりと課だけではなくて全庁的にマニュアルづくりをお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。この資料2から見ますと、相当なスピードだったとか、大きなけががあったことはないとあるのですけれども、この写真から見ますと、どれぐらいのスピードで衝突しているのかお伺いしたいのですが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 当該道路に関しては法定速度が40キロということで聞いております。雨の降り始め、車間距離の状況等、我々のほうもどの程度の速度でぶつかったというのは把握してございませぬが、法定速度を遵守しながら、降り始めの雨によってスリップして衝突したと状況報告を受けているところでありませぬ。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○**柴田直樹 委員** 法定速度で遵守していたというお話がありますが、先ほど次長からありましたが、訪問がある、外回りが多い部分で外出が多いというのを把握しているのですが、やはり職員のケア、出る前に体調管理をしっかりとやられているのか、その辺をお伺いします。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 全ての管理ということではできませんが、やはり以降、運転する際には、過日の疲れであったりとか当日の体調であったりとか、そういった場合は運転しないような形で、あるいはその部分が業務的に遂行しなければならない場合は、係内で交代等をして対応できるような形で、体調不良者に関しては運転しないような形のそういった取組も必要かなと思いますので、今後そういった対応も検討していきたいというふうに思います。

○**柴田直樹 委員** しっかりとよろしく願いいたします。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 先ほど初年度登録が平成20年とおっしゃっていましたよね。ナンバーは沖縄58のという番号ですが、平成20年度からこのような番号標記ですか。要するにこれ中古車か何かではないですか。それともこれ職員の自家用を使っているとかいうことではないですか。確認したいのは新車からこれは使っているのか、職員の自家用を業務に使っていたということはないですねということを確認したかったのです。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** まず、車検証のところで初年度登録は平成20年5月になっております。公用車ですので、中古車の購入はないかというふうに思っております。なので、新車で購入をしているかと思いますが、その詳細に関しては手持ちの資料がございませんので、その確認はできません。

また、この車両に関しては公用車でありますので、職員の車両を運転したというものではございません。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 先ほどの呉屋委員から大変鋭い質問がありました。件数もありましたけれども、全ての車両は総務部が管理しているのですか。その点だけまず聞きます。

逆に言えば、介護長寿課が管理している車両というのはあるのですか。それもお聞きします。水道局は水道局で管理、教育委員会は教育委員会でありますよと、あとは本庁の車両は基本的には、こうやった何部、何部というふうに分けているのですか。それとも総務が全部を管理しているのですか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 市全体の部分に関しては、ちょっと私のほうで把握してございませんが、介護長寿課に関しては車両を7台保有しております。総務部が一元的に全車両を管理しているわけではなく、当該業務とか事業等に応じて車両等を保有する部署もあります。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 説明ありがとうございます。各課に車両担当責任者みたいな方はいらっしゃるのですか。なぜ今聞いたかという、やっぱりタイヤの摩耗が呉屋委員より指摘されましたよね。車検入れたらいいさではなくて、車検入れて、車検は最低限通すだけのものですから、大変呉屋委員の指摘も鋭い点をついているなど、また事故数も本当に減ったほうがいいというのがあるので、それを確認したいのですが、もう一度確認します。車両担当責任者は各部もしくは各課にいるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ちょっと詳細のほうは確認してございません。車両をしっかり管理する、整備的な形のものでという責任者というのはございませんで、安全運転管理責任者というような形でいうふうなその担当を置いている状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 各部に車両が配置されているようでございますが、本当にそういうように安全運転管理責任者兼務でその者が車両の目視も常にやるように、されるようにできないかなど。いろいろな手を尽くして交通安全対策の意識を向上させるためには、これがもし市民が犠牲になっていたら大変なことになります。職員も大変、いろんな意味で大変になるので、大きな事故が起きる前に一つ一つ点検事項を増やして行って、ただ安全運転頑張ろうね、今日も安全運転でいきましょうねではなくて、全ての車両をその日出発前にはちゃんと点検する。消防は毎日やっています。出動するかしないかも分からないけれども、毎日やっています。皆さんもやるべきでしょう。ということをお皆さんの課から、皆さんの部から始められたらどうですか。意識改革を図る。その点を要望したいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 車両に関しては、それなりの知識とか、やっぱりそういった点検できる力も当然必要になってくるかと思えます。そういった部分で日々の点検というのは非常に難しい部分がございますが、週に1回とか、あるいは何らかの形で点検する、定期的なタイミング等、それを取り入れることが可能なのか、もし取り入れるのであれば、どのような視点でそういった点検が可能なのかどうかも含めて、持っている知識とかそういったところ、そういった知識を持っていない方でも対応できるような、そういったマニュアルというか、取組が可能なのかどうかも含めて検討してまいりたいと思えます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 呉屋委員の持っていらっしゃる資料、もし私たちにもいただけたらちょっと見せていただきたいと思いますと思うのですが。

(「資料を欲しいということですか」という者あり)

○宮城政司 委員 はい。提供をお願いしますということ。

手元の資料がどういうものか分かっていないのですけれども、過去数年の市の課ごとなのか、事故件数、日付と件数等が分かる資料があればいただきたいと思えます。

要は、いろんな対策検討していただくと思うのですけれども、例えば課ごとの傾向がある可能性もあると思えます。その課の部署とか課の業務内容に応じて自動車を運転する回数が多いから、どうしても事故の件数も増えてしまうよという話なのか、業務の内容に関連した事故数の影響とかというのを検討しなくてはいけない可能性がある。また、例えばもしかしたら非常に業務が忙しくて、先ほどの話でもあったと思うのですが、そういった傾向ももし見ればなと思うので、資料をよろしくします。

あと、ちょっと繰り返しになるのですが、全庁的な対策というものが、1つの部署だけではなく、また市全体に共有できるようによろしくをお願いします。以上です。

○山城康弘 委員長 資料に関しては、次長どうですか。

健康推進部次長。

○健康推進部次長　うちのほうで作成しているのは、当該、今回事故を起こした車両2台ありますので、市の車両のほうに関しては写真等ございますので、それを提供したいと思います。また、交通事故の件数等を含む資料に関しては総務課のほうで作成してございますので、そちらのほうに確認して頂戴してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山城康弘 委員長　ほかにどうぞ。

屋良委員。

○屋良千枝美 委員　皆さんのお話を聞いて、こういう事故がどういうふうに発生したのかというのが大変理解できましたが、そうすると呉屋委員が言っていましたように、やはり問題は、職員の運転の前に、車の整備の不十分さというのがあったのではないかと。不十分さというか、ちゃんとしっかりと整備をされた車が必要ではないかなと思うのですが、この介護長寿課としても長年持っている車は、やはり老朽化してきていると思いますので、新しい車に、リースの車両に替えていくという提案もありました。さらに、今、自動ブレーキなどの搭載された車両もありますので、そういうものに切り替えていくということを、この介護長寿課のほうからやはり車の整備を担当する方々に予算要望していくというのも大切ではないかなというふうに思います。やはり職員も気をつけながら運転はしていると思います。やはりこの車のブレーキの効き具合、タイヤの具合が悪いという状況の中では、やはり事故がいつあってもおかしくはないというのがこのお話の中で十分理解できておりますが、そのことから、やっぱりこういう新しい車に切り替えていくという要望を出すべきではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長　健康推進部次長。

○健康推進部次長　事故を起こさないような取組として、当然法定点検、あるいは6か月とか12か月点検を遅滞なく点検をして、当然法規的な形のを十分増やしていきたいと思います。

そのタイヤ等の状況に関しては、使用頻度であるとか走行距離とかに応じて、そういった摩耗の状況が当然異なってくるかと思しますので、その部分に関しては、先ほど申し上げたとおり、整備士等の資格所持者を配置することは多分非常に厳しいかと思しますので、そのことに関しては週に1回、月に1回、車両の走行距離、そういったところで定期的に点検できるような状況を少し検討したいと思います。

そしてまた、車両の購入の部分に関しましては、当然歳入も含めて支出がございますので、その部分に関しては、事故をできるだけ起こさないような車両を設定してはいきたいのですけれども、そういった部分に関しては、財政当局等にもちょっと相談しながら、車両に関しては購入なり、定期的な点検があるリース車両、そういった所有の仕方でも少し検討してまいりたいというふうに思います。

○山城康弘 委員長　屋良委員。

○屋良千枝美 委員　こちらのほうもそういう新しい車に切り替えていくということでの働き方をしていたきたいと思いますので、この間また交通安全に気をつけていただきたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長　ほかにありますか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長　審査中の議案第46号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長　御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時47分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時00分）

---

【議題】

議案第47号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第47号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 今回、新型コロナウイルスの影響による減免なのですが、いつも気になるのは、減免の手続の書類等が大変市民の皆さんが煩雑になるのではないかと、本当に苦しい中で減免をお願い、条例ができて、それでお願いしに来るわけですけれども、そのときに手続論が煩雑になって、それをまた提出するのが嫌だからと、もう我慢する、苦しんだまま滞納というような流れにならぬかなと、せっかくこれはやってあげようということで国がやっているわけですが、その点手続のほうを少しだけ、まずこれがなぜこの条例改正をしないといけないのか。それと手続論を御説明ください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回は、提案理由にもございますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税を減免するための条例であります。手続に関しましては、資料に示されているとおり、今回、このコロナウイルスの感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれた場合に減免が該当するものであります。その中でやはり要件等も示されてございますので、口頭による減免等は非常に難しいかと思っておりますので、今後、示された最小限の様式を当然提出していただいて、その要件に該当するかどうかを審査して、減免等を対応していきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回は、この新型コロナウイルス感染症の影響で、今からでも収入減になる方もたくさんいると思います。個人事業主がメインですから。その方々が事業の継続もしくはどうしようというように悩んでいる最中である中で、持続化給付金等も申請をしながらやっているものだと思いますけれども、しかしながら収入減は確実にありますので、とにかく簡素化した、去年の国保税が分かるわけですから、収入も分かるわけですから、それも併せて今年の収入も分かるわけですから、入ってくる予定の金額も、であるので、今言うような簡素化できるように対応、やっぱりこれも宜野湾市では30件しかなかったですよということでは通らないと思いますよ。やっぱり多くの2万5,000名を超える国保納税者がいるわけですから、これはしっかり対応できるようにお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質問どうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 この条例の改正の対象となる人数の想定は何名ぐらいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの質問ですが、今のところ、先週金曜日時点の問合せ件数としては36件ございます。ただ、委員御質問の対象がどれくらいかというのは、受付自体が7月からの受付を予定しております。現時点でどのくらい対象になるかというのは、ちょっと見込みが難しいところが、今後、実際の申請が始まってからの内容になるかと思えます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、この裏面の市民の皆様への承知というのはどのように行っていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今のところ市のホームページのほうと、あと市報のほうで今やっているところでして、あと先ほど申し上げたとおり、令和2年度分の納税通知、7月に発送する予定ですので、こちらのほうで併せて周知を行っていきたいと考えています。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 納税通知に併せてこの通知をするということは、対象の方全員にその通知の発送をされるということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 そのとおりです。国保加入の全世帯を対象に周知をする予定です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 これはいつまで有効ですか、申請。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 対象となる保険税自体が令和2年2月1日以降、あと令和3年3月31日までに納期限があるものが今回の減免の対象になっておるということで、国の財政支援自体も令和2年度限りということがございまして、その場合でいくと、令和3年3月31日までに申請してもらえればいいのかなどは思うのですが、ちょっと国の補助金等の申請と、あと今後のコロナの状況によって、ちょっと期限が流動的な部分もございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 国とのやりとりの部分もあると思うのですが、本来の目的は、この被害というか、受けた方々の生活の支援だと思うので、そちらのほうをしっかりと目的の中心として考えていただければと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 7月には通知書を出されるとのことですが、申請主義になると思うのですが、それは条例を改正しなければできないものなのかという点だけ確認させてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 議案説明の中でも部長のほうからあったとおり、本市としては東日本大震災とか過去の災害等の特例的な減免の際と同様に、規則や要綱等での検討をしていたところなのですが、資料で示

すとおり、県のほうから減免に係る条例改正の参考例が示されたことによって、条例改正にて対応したほうがいだろうという判断に至って、急遽追加提案になってございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 これは、必ず条例改正はやりなさいということなのかというところをちょっと、要は迅速に対応するには、ちょうどタイミング的には6月議会があるというふうのもあるのですけれども、他市ではいろんな、ほかの10市は、全て条例改正でやっているのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 他市に確認したところ、聞いている範囲で言うと、改正済み、既に改正されているところが11市の中で2市、6月議会で今回条例改正するところが3市、それ以外については、この条例自体が今回のものに対応できるような条文になっているということで、条例改正が必要ないところもございまして、そこを除いて規則等で条例改正を経ずに対応するところは3市となっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 改正済みは2市で、6月が3市、この3市というのは本市も入っていますか。

○国民健康保険課長 いえ、本市を除いて3市です。

○呉屋等 委員 それで、条例改正なしが3市なので、改正しなくてもできるということですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 次長からもありましたとおり、過去の例においては条例を改正せずに対応した事例はあるのですが、今回、他市の状況も踏まえて、あと国の財政支援もございまして、そこは条例に基づいてということが示されているところですので、そこを加味して、追加議案になって申し訳なかったのですが、条例改正するという判断になりました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 6月議会最終日が6月29日ですので、その発送の作業とかに遅れが出てはいけないと思うので、そのスケジュール的なものは、遅れはなく、市民のその国保の対象者については大丈夫ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 1期目の納付が7月末で納税通知書の発送が7月10日を予定してございますので、遅滞なく条例可決後に手続を進めていきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 手続の少し簡素化の話が出たのですけれども、ただし市長が特別の理由があると認める時、ちょっと参考までにどういった例を想定されていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回の条例改正に関しては、減免を行う場合には、納期の到来前の7日前までに手続を行ってくださいという形になってございます。今回、先ほど国保課長からあったとおり、令和2年2月1日、遡及して対応も可能となりますし、今後、この納期前の部分のところを過ぎてしまう場合等もございまして、今回、その他市長が特別に認めるものというのは、税条例で規定した7日前を例外的な形で、コロナウイルスに感染する場合の影響が場合に、手続を取れるように柔軟に対応したものになってございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。そうであれば、この手続の簡素化ももう少し柔軟な対応もできるのかなと勝手に解釈してしまったのですけれども、今次長がおっしゃったそういう柔軟な対応するというのであれば、先ほど伊波委員からありましたように、申請の手続ですか、その辺もう少し簡素化できるのかなと思ってこの質問したのですけれども、その辺どんなでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回のこの新型コロナウイルス感染症の減免のことに関しては、先ほど国保課長からもあったとおり、国からの、減免したことによって、その影響額に関しては、基準を定める額に関しては国からの補助がもらえる形になってございます。その部分に関しては、やはり手続のほうでも基準が示されてございますので、後々また国庫の補助が得られなくなると、こちらのほうは全て一般会計のほうで見ないといけない部分がございますので、減免基準の手続も示されたものを確認できるような書類で対応してまいりたいというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 重複するかもしれないのですけれども、この条例を踏まえた影響では、財政的な影響というのではないのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、この新型コロナウイルス感染症に基づく減免に関しては、全額国からの補助が示されてございますので、期間とかそういった基準等を手続に沿ったものに関しては、全額国の負担でできることになってございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 手続とかに関してはそういう補助ということだったのですが、本来減免される額は、このコロナがなければ多分市として納税されていたものだったりすると思うのですが、それに関しては国の補助が出るのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど申し上げたとおり、既に納付されているものであっても、コロナウイルスの感染症が及ぼす影響が2月1日以降であれば、その確認が取れるものに関しては、国からの補助が得られるような形になってございますので、既に納付されたもの、今後、3月31日まで、そのコロナの影響によって受けた被保険者に関しては、その基準に基づいて減免が通れば、その分国庫のほうから補助が得られる仕組みになってございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 補助が得られるというのは戻ってくるということになるのですか。既に払っているものが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 国保税の部分に関して、当然得られる収入になってございます。この部分に関して減免するということは、その部分の調定額が落ちる形になります。当然、その部分のほうは歳入として得られない形になります。この部分に関して国のほうは補填しますという形の仕組みになってございますので、今回、このコロナウイルスの感染症が及ぼす減免に関しては、歳入のほうも手当てされるというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。では、財政的には影響はないというふうに理解していいのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 このコロナウイルス感染症が及ぼすものに関しては、減免した額が補填されますので、財政的などところで補填がないということではございませんので、特にこの部分に関しては影響がないというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 ほかにありましたら、どうぞ。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第47号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は1時10分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時32分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後1時10分)

---

◆午後の会議◆

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 これより午後の会議を進めてまいります。

○山城康弘 委員長 請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず、本市の取組状況について、当局から説明をお願いいたします。指導部次長。

○指導部次長 皆さん、こんにちは。請願の要旨といたしましては、1、劇薬を扱う集団フッ化物洗口を学校に導入しないこと。2、フッ化物洗口が実施されている学校では、即時中止すること。また、中止されるまでの間の責任の所在をはっきりさせること。3、安全性に疑問のあることや医療行為に当たることを学校で行わないことを求める内容でございます。

今回、委員から小学校における視察の要望がございましたが、コロナ感染症の影響で学校の開始が5月21日となりまして、フッ化物洗口の開始の調整がまだ学校側と具体的に整っておらず、まだ再開に至っていない状況でございます。予定としては7月中に再開を行う予定としてございます。

それでは、昨年度の12月議会でも本請願に対する教育委員会の御説明を行いました。改めてフッ化物洗口について御説明させていただきます。

児童に対してのフッ化物洗口の導入は、保護者の同意が大前提でございます。また、保護者が希望した場合でも児童本人が拒むなどの状況が見られた場合は、保護者へ説明の上、中止を行っております。

参考といたしまして、フッ化物洗口を行っている児童生徒、大謝名小学校におきましては、平成30年度549名中508名で92.5%、平成31年度561名528名の94.1%でございます。フッ化物洗口を行っていない児童については、水を使用してブクブクうがいを行っております。

今回の請願要旨1、劇薬を扱う集団フッ化物洗口を学校に導入しないことでございますが、虫歯予防に調整されたフッ化物洗口は劇薬ではございません。北海道の教育委員会のホームページから引用してございますが、劇薬指定除外規定のフッ化物の1%以下であれば、劇薬指定から除外されるものとされ、フッ化物洗口に使用される水溶液は0.09%でございますので、劇薬から除外されてございます。

同様な例といたしましては、カフェインは劇薬指定でございますが、2.5%以下から劇薬から除外されますので、一般的に市販されているドリンクはカフェイン濃度0.05%なので、劇薬扱いではございません。

要旨2の責任の所在でございますが、フッ化物洗口は、これまでに40年余りの歴史がございます。2016年3月までに約127万人の児童生徒が実施し、問題が起こった事例はございません。

要旨3の医療行為の件でございますが、国会の答弁におきまして、学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するのではないとの答弁がございます。医療行為ではないと見解が出ております。

平成29年度、学校保健統計調査からのデータでございますが、都道府県別12歳の1人平均虫歯本数は、沖縄県が1.7本で全国のワースト1位という状況でございます。全国平均が0.82本、同じく虫歯を持つ者の割合が54.8%で、こちらもワースト1位という状況でございます。全国平均が34.8%で50%を超しているのは沖縄県のみでございます。

宜野湾市としてこのような状況をどうにか改善したいという思いでフッ化物洗口を導入してございます。学校現場の協力と保護者の理解を得ながら、1本でも多くの永久歯を残すために取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上説明申し上げ、あとは御質疑にお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山城康弘 委員長 質疑を受けます。栄田委員。

○栄田直樹 委員 先ほど次長から説明がありましたが、市内では大謝名小学校が今行っているということで理解いたしました。請願書のほうで劇薬と書かれておりますが、その辺に対しての当局の認識としては劇薬ではないということで理解してもよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 劇薬というもの、例えばフッ化ナトリウムというものは劇薬に指定されてございますが、それを希釈して、一定の数値以下に希釈すれば、その劇薬から除外されるというものでございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 フッ化物洗口を学校に導入する場合に、多くの児童生徒がいらっしゃるのですが、その児童生徒の中で身体的に持病がある、そういった子たちに対しても問題点はないのかお伺いします。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、毎年度スタートの前に、保護者に対しまして、フッ化物洗口について説明申し上げて、文書で通知し、同意書を取っております。同意書に沿って希望する生徒、希望しない生徒と分けて行ってい

るという状況で、新1年生につきましては、毎年度入学前の例えばオリエンテーションで学校歯科医のほうから直接説明を申し上げて、こういう形、大謝名小学校は取り組んでおりますというところの中で、同じような形で同意書を取っているという状況でございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。同意書の下で進めておられるということで、このフッ化物洗口の洗口剤というのですか、調合は歯科医師とか専門医がしっかりとやられている形ですか。それとも、先生方が指導を受けてやる形なのか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 大謝名小学校をまずモデル校として導入という状況がございました。学校歯科医の先生の協力を得ながらという状況でございます。大謝名小学校におきましては、毎週木曜日に歯科医の先生が保健室にお見えになられて、養護教諭と一緒に、小さいスティックタイプの顆粒状になっているものでございまして、それをペットボトルに入れて、養護教諭の先生、もし養護教諭の先生が休んでいる場合は、別のほかの先生が担当するのですが、最低2人でその希釈について確認をしながら洗口液をつくっている状況でございます。

基本的には、大謝名小学校におきましては、学校歯科医の先生がその水溶液をつくっている状況でございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 最低2人で行っているということ、先生方にはそこまでは負担はかからないという認識でよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先生方の理解を得ながら、それぞれ学級ごとの担任もいらっしゃいますので、先生たちにもこういう形でブクブクうがいをお願いしますという形で説明をやりながらフッ化物洗口を行っているので、一定の理解は得られているというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうですか。宮城委員。

○宮城政司 委員 この1番目にある劇薬という言葉の定義がちょっと気になったのです。そもそもフッ化ナトリウムというのは、先ほどの説明では劇薬には当たるけれども、希釈することで劇薬となくなるといいますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 さようでございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 濃度が劇薬かどうかの判断基準になっているということですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 希釈して何%以下であれば劇薬から除外されるという形の定義があったと思います。ちょっとその以下ということで、一応劇薬から除外されているという状況です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 その考えは当局としての判断なのか、国とかでそういった判断があったかどうか、今思い出せますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 劇薬から除外されるということでございますが、医薬品医療機器等法施行規則にある劇薬指定除外規定で、フッ化物濃度1%であれば劇薬指定から除外されるという形でございますので、国の指針にのっとりということでございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今医薬品とおっしゃったのですが、医薬品、医療用と一般用とあるのですけれども、フッ化ナトリウムはどちらになるのですか。学校でこのブクブクうがいを使っていて、希釈されたものということなのですが、どちらに当たりますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 医薬品という認識です。

○宮城政司 委員 医療用の医薬品ですか。ありがとうございます。分かりました。

では、先ほど保護者の方から同意書をいただいているという御説明があったのですが、保護者の方にはどういった説明がなされているか。説明会とかがあるのか、何か資料とかが渡されているのかということ、同意書ということなので、多分署名とかが要るのかなと思うのですが、そのあたりを教えてくださいませんか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 初年度に当たりますと、全保護者に対して説明会を行っているという状況でございます。それから、毎年度毎年度につきましては、新入生の保護者に対して説明を行っているという状況でございます。

保護者の同意書につきましては、署名を取っているという状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 説明会に参加されている人数は何人ぐらいいますか。

あと、もしできたら同意書はどういったものが資料として提供お願いできませんでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 同意書を提供したいと思います。

その説明会の人数については、今ちょっと手元にはございません。実際に、ちょっとそれらのところも含めて、ちょっと確認をしたいと、もしそれがあれば提供したいというふうに考えています。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 資料として提出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

このフッ化物洗口については、賛成する意見も反対する意見も様々あるように感じているのですが、県内ではどれぐらい、どの市町村で何学校ぐらい推進というか、実施されていますかということと、県内で実施を控えた市町村があるか御存じですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今、沖縄県のほうから具体的にフッ化物洗口を行っている小中学校のデータとか特にないので、具体的な学校名というところのものは、すみません、ちょっと分からない状況でございます。

ほかに、例えばそれを行わないという学校が明確にそういうふうになっているのかどうかということも、すみません、資料としてはちょっと持ち合わせてございません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと僕も確認中なのですけれども、県内のある市では、検討した結果、ちょっと実施を控えようというふうになっているとことを聞いたことがあります。そういった情報があれば、今後教えていただきたいと思います。

請願の要旨の2番目になるのですけれども、先ほど同意書とおっしゃっていた。何に対する同意書かというのは、これから資料として提供していただく内容で確認できるかなと思うのですけれども、賛否あるような話に対して、同意をした場合、何かしらの事故が起きた場合とかというのは、どなたの責任になるのかなと、同意したということは保護者の責任というふうになるのか、学校側の責任になるのか、学校であれば先生なのか学校長になるのか、その場合、教育委員会としては立ち位置はどうなるのか、そのあたりを御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 宜野湾市教育委員会として取り組んでございますので、最終的な責任は、宜野湾市教育委員会でございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そういったあたりも保護者の皆さん、学校の先生方にも責任は教育委員会ということで説明されているということですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 保護者への説明の際には、例えば何かあったときの責任の所在については説明してございませんが、学校長とか先生方に対しては、最終的な責任は教育委員会ということで、校長先生のほうにはお話ししてございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。既に大謝名小でもう何年か実施されているということですが、これっってもう既に分かる、結果とか成果というのは現れていますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 資料として提供ということで、今ちょっと具体的な数値、成果は出ているということで考えておりますが、例えば具体的な数値はちょっと持ち合わせてございません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もし資料として後で確認できるようでしたらいただけますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 提供したいと思います。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと2点ですので、先ほど人数のことを説明いただいたのですが、九十何%かが実施して、数%が水だけのうがいというふうなことをされているというふうに伺ったのですが、学校でそれだけの人数の方が実施されている中で、その数%の方がやらないということをやると、非常にいじめとかにつながらないかなとか、もしくは本当はやりたくないけれども、周りがもうやっているからやるという選択をしているような環境とかをちょっと懸念しているのですけれども、そういったあたりってどのようにフォローしていますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 表現はちょっとおかしいですが、そのフッ化物洗口参加しないという児童につきましては、例えば中には既に自分たちの家庭でそのフッ化物洗口をやっているの、学校のほうではいいですという形の保護者もいるというふうに聞いております。それ以外には、例えばもしかすると、信用性がちょっと心配だからということで手を挙げない保護者もいるかというふうに思います。

例えば歯医者さんで実際にもうやっているという方もいらっしゃるというふうに聞いております。やはり一番心配なのが、その際にそれを受けないという、参加しないという中で、水でブクブクうがいをするという状況では、それがやはり私たちとしても例えばそれがいじめにつながらないかどうなのかというものが非常に懸念されているというところがございますが、その分につきましては、やはり学校の担任の先生、そして養護教諭たちと一緒にやりながら、やはりそういうような形にならないような形で一応は指導しながら、学校でもそのような同様に対応しているというふうに認識しております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今の御説明だと、歯医者とか自宅でもできるというふうな理解できたのですが、それは可能ではあるのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 通常の例えば歯医者さんのほうでも、例えば先ほど説明したとおり、薄めて使用する顆粒タイプも、歯医者さんで購入はできるということがございますので、それを例えば保護者の方が自分でつくって自分の子供にブクブクうがいをさせるとかいう、基本的に学校でできない場合には、歯医者さんで購入をして、それを使うという形のものもございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。すみません、最後です。今、新型コロナウイルス感染で飛沫という言葉が、大分注意しなければいけないことだと思っているのですけれども、ブクブクうがいをすると、飛沫が飛ぶようなイメージがある。現場を見られていないので、ぜひ見させていただきたいと思っているのですけれども、下向いてブクブクうがいで、プッと出すのですよね。飛沫からの感染というのは非常に心配しているのですが、そういったあたり何か飛ばないように工夫とか検討されていますでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 実際に学校現場のほうでは、例えばブクブクうがいをしたときに、紙コップの中にこういう形で吐き出すという形なので、プツという形ではなくて、そおつという表現、やりながら、その中でまた使ったティッシュをまたそれに入れて廃棄するという形なので、その辺のところもやはり今年度、ちょっとその辺も先生方とそういうのにも注意しながら指導していきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。1点、この請願が教職員組合から出ているものだと理解しているのですけれども、教職員の方からこういった請願が出ているというのは、ちょっとしっかり考えないといけないことかなと思うのですけれども、やっぱり保護者の皆さんももちろんですし、学校の先生方の協力もあつた上で子供たちの健康というものに取り組むのが理想ですばらしい形だと思うのですけれども、この教職員組合から出ていることに対して、教育委員会としてどのように受け止められますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 やはり学校現場のほうでも働き方改革という形でいろいろな工夫されているという状況があると認識しております。通常の授業の過程の中で約5分、10分程度の、その程度という言葉がちょっとすみません、語弊がある表現かもしれませんが、ちょっと時間を割いていただいて、学校の先生方に協力をしていただいて、その時間度うがいをしていただくという形の中で、私たちとしても担任の先生方、そして養護教諭の方々に本当に負担とならないような形でいろいろ調整、工夫しながら、大謝名小学校のほうでは一応は進めているというふうに考えておりますので、やはり今後も例えば本当にいろいろもっと工夫できることがあれば、いろいろ調整をしながら、先生方の負担にならないような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 今回の次長の説明でいろいろ懸念されていることを、私が聞いたらちょっとクリアしている、本市のほうでも推進しているということなのですけれども、モデル校が大謝名小学校で成果も上がってきていると私もちょっと聞いてはいるのですけれども、私はこれとてもいい取組だと思っておりますけれども、その後、ほかの小学校にも、実際今モデルが大謝名小でございますけれども、そこからまた、そういう計画はあるのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今年度、志真志小学校、そして大謝名幼稚園も予定してございますが、ちょっとやはり今回コロナの影響で、具体的にいつどういうふうにしていこうかというところでは、まだ具体的にその調整はなされていないというところでございます。

大謝名幼稚園に関しましては、オリエンテーションがございましたので、そのときに説明会を1度だけは行ってございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 大謝名幼稚園のほうでは説明もしているということで、志真志小学校も新型コロナの影響でいろいろ対策は必要と思っておりますけれども、やはり進めていってほしいと思っておりますので、先ほどあったこの請願に対して、ちょっと何点か、聞き取りをしていると、そうではないのかなと思うところもありましたので、実際に学校職員の負担というのは、前にもちょっと質問をさせてもらったのですけれども、なかなかそういう声も今のところ上がっていないよということではあったので、それを今後進めていってほしいと思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 2点だけ再度、前回も聞いたことがあるのですけれども、確認させてください。昨年11月25日に議会では、この沖縄県教職員組合のほうから請願が来ておりますが、教育委員会のほうにも同じ内容の要請あるいは陳情というのはあったのでしょうか。もしあったのであれば、教育委員会のその対応について御説明をお願いしたい。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 教育委員会教育長宛てには届いてはございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 所管する教育委員会にはないということですね。

では、念のため松川市長宛てには要請文は届いていますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 恐らくもし仮に市長のほうに来たとすると、合議など何らかの形で私のほうにも来るのかなというふうに思っておりますが、それもちよっとございませんでした。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 本来であれば、その所管する教育委員会、あるいは行政の長の松川市長のところにも要請をしているものだったと思ったら、それはなかったということに確認させていただきますが、さらにもう一点、これも前回のときに確認したのですが、請願の要旨の3に医療行為に当たることを学校で行わないことというのがありまして、確かこれ日弁連は医療行為というふうな見解を出しており、そして歯科医のほうの口腔学会は、医療行為ではないということで見解は分かれているということのたしか説明があったと思うのです。

それで、2003年に厚生労働省がガイドラインを出したというふうな話をちょっと聞いていた気がしたので、国の見解としては、日弁連と口腔学会は全く違う見解を出しているのですけれども、厚労省やあるいは文部科学省、どちらでもいいのですけれども、国としては医療行為に当たるのか当たらないのか、どのような見解を出しているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 国の見解といたしましては、医療行為ではなく、学校保健管理の一環ということで位置づけているという状況でございます。

○呉屋等 委員 以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。

屋良委員。

○屋良千枝美 委員 今おっしゃったように医療行為でないということをおっしゃっていましたが、この長い歴史の中で、学校現場のほうでは、私たちが小さい頃にも集団の予防接種などがございました。そして、またさらに採血検査など、また目の結膜炎のこの治療と言ったらおかしいですが、そういう形での集団でそれをやるという行為がなされてきた部分があります。それは医療行為だと思いますが、学校現場でこの教職員の方々が医療行為はしてはならないといういろんな弊害が出てきたというのが今まさに出てきて、新型肝炎などが出てきている状況なのです。

そういう中で学校現場の方々が懸念しているのは、医療行為に当たるのではないかという形での取組という形がすごく懸念されている部分だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 医療行為ということが実際的に例えばどの部分が医療行為なのかというところでございますが、養護教諭の方が劇薬であるその薬を希釈するという形のものが例えばそれが医療行為なのかというところのもので言うと、それはもう医療行為には当たらないという見解でございます。

例えば実際に希釈されたその液を子供たちに分けてブクブクうがいをやいなさいという部分が、例えばそれが医療行為なのかどうなのかというところで言うと、それについても医療行為ではないというふうに認識しております。

先ほどお話しさせていただきましたが、例えば自宅で保護者が歯医者さんからスティックタイプのものを購入して、自宅で希釈して子供にブクブクうがいをさせるということが医療行為なのかと言われたら、そうではないのかなというふうに思いますので、医療行為という言葉だけを捉えると、もしかすると養護教諭の

先生方がその劇薬を希釈することが医療行為なのかというふうに考えてしまうのですけれども、その部分については、やはり国会のほうでもそれはもう医療行為には当たらないということでございますので、クリアしているのかなというふうに考えている状況でございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 この請願の中では、最初のほうに、虫歯予防のための歯磨きの食習慣、歯磨きをするという習慣をつけようという、これが最も教育現場では大事だし、こういう指導をするべきではないかというふうに書かれておりますが、そういう形の中でこのフッ化物洗口の導入もやっておりますが、学校現場の中での歯磨きの指導というものを教育委員会としてもどのようにお考えでしょうか。

やはり変更しているのであれば、変更しながら歯磨きの指導もしていくという形が取りあえず大切ではないかなと思います。小学校のうちからの歯磨き指導というものは、歯を大切にするという子供たちの意識が芽生えてくると思うのです。だから、そういう形の歯磨き指導もその学校現場の中に取り組むことが大切だということ、今まで学校の現場の中でもそういう歯磨き指導をした経緯というものはありますが、そういう形の取組というのは市でも考えていらっしゃるでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員のおっしゃるのも本当にもっともだというふうに私たちも考えてございます。やはり歯磨きは基本的に大事なものというふうに考えております。学校のほうでも歯磨きを例えば朝、そして昼食、夜という形のもを指導しているという状況でございます。

やはり実際に朝とまた夜に関しての歯磨きにつきましては、やはりそれはもう各家庭でちょっとそれを指導するところがございますので、もしかしたらその家庭の状況、私たちも例えばいろんな通知文書などで、自宅のほうでも歯磨きなどの指導ということもお願いしているという状況でございますが、もしかするとその辺にちょっと差が出てくるのかなというところが若干あるかと思っておりますので、それを例えば緩和するために、フッ化物洗口ということも並行して、全児童生徒に一応はその辺の虫歯予防、そして歯を強化させるということでのフッ化物洗口に取り組んでいるという状況でございます。

先ほどの屋良委員がおっしゃったような形で、当然歯磨きについても指導しているという状況でございます。

○山城康弘 委員長 ほかに。伊波委員。

○伊波一男 委員 前、資料いただいたときに、この大謝名小学校がフッ化物洗口を実施するに至る経緯は、スタートが平成28年7月、大謝名小学校の歯科医師と中部地区医師会会長が教育長を訪問されて、これはいいですよと、フッ化物洗口を提案されたと、それを受けて、今大謝名小学校がモデル事業を開始していますよね。ということは、医師会の会長もこれはいいということで提案をしてくれているのだろうなと思っています。その間の経緯を見ますと、資料から見ますと、相当細かく準備されてきて、これはもういいのではないかなと思います。この経緯は見えました。

今、一番大事なのは、先生方の負担が多いのではないかと、大変な仕事が発生するような感じにこの請願書は見えるのです。そう見ると、やっぱりその中で、大謝名小学校の先生方からのお話では、負担増になっていないかと問合せをしたら、そういうことは今のところありませんと、養護教諭からの負担増の声はありませんよと前回お聞きしました。また、他の小学校にも声かけしますということで、今、志真志小学校が次に進めていきたいとなっていると思います。

私が一番今回びっくりしたのは、この請願書を見てびっくりしたのは、教育委員会にまず来ていない。陳情も来ていない、請願も来ていない、市長にも来ていない、それが議会にきているということは、やっぱりこの沖縄県教職員組合中頭支部の皆さんと宜野湾市教育委員会がうまく連携取れていないのではないの。逆に言えば、そういうところもちゃんと説明すべきだったかなと思ってはいます。しかし、僕は、これは進めてもらいたいと思います。なぜかという、資料4のほうに、資料4ではなくて、この都道府県別の12歳児の平均虫歯の本数が、このフッ化物洗口をしたら急激に改善されています。これは、もっと今改善しているのではないかと思います。これは、大変いいことだなと思うし、前の説明の中では127万人が全国で実施をしているが、今のところ事故も何もないというのがあります。これを聞いたときに、ああよかったなど、大変いい事業を宜野湾市は進めているなどというふうに思います。何か新しい事業をするたびに、あれもやるな、これもやるなではなくて、いいのはしっかり取り入れていただきたいと思います。

最後になりますが、確認させてください。これは、フッ化物洗口は毎日やるのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 小学校におきましては、週1回行っているものでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今、屋良委員からもありました。フッ化物洗口に関しては、たまたまできなかつた場合は、また翌週同じ、この週はなくして、次の週ありますので、基本的には、週1回、先生方が少しお手伝いしていただければ、子供たちに公平な、自宅ではできないような口の洗浄ができていのだなというのを感じます。

そこで、確認したいのは、今保護者からは何か異論が出ていますか。ちょっと困った、これはやめますとか、そういう事例はありますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 フッ化物洗口をやっている中で、中には特によろしいですという児童もいらっしゃるというふうに聞いております。しかし、特にそのフッ化物洗口を取り組んでいる児童についてのところのものは、毎年同じ割合で推移しているのかなというところがございます。

保護者からの例えば異論、何か疑問等についてのところのものは、特にないというふうに養護教諭の先生からはちょっとお聞きしております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後、学校の養護教諭からはやらないほうがいいですよというのが来たことはあるのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 大謝名小学校からは特にやらないというお話はございません。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後1時48分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後1時53分)

---

○山城康弘 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後1時54分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

---

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願を議題といたします。

本件の参考人として、比嘉弘子氏に御出席いただいております。外3名。本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼いたします。

早速本件に対する説明を聴取し、審査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、御発言をお願いいたします。比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 現在、学校現場というのはとても忙しい中で、フッ化物洗口について導入しようという動きがあるということで、多くの教職員がそれについて疑問、あるいは不安を抱えております。そのフッ化物洗口というのは、本来劇薬である。それを希釈して使うとはいうものの、それについては効果や有効性、あとまた危険なリスクなり賛否両論あります。そういうものを学校に持ち込むということは、私たち教師にとってはとても不安が大きい。なので、そういうものを学校に持ち込まないでほしい。それを扱う者が、今学校によっては歯医者が来るとかありますけれども、全国的にも養護教諭のほうがまたそれを担わなくてはいけないような現場もあり、いろんな事故も実際起きておりますので、そういうことをぜひ学校に導入しないということを議会のほうでも採択してほしいと思って、これを出しております。以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、請願第7号に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしく申し上げます。まず、請願の7号を見ています。その中の請願の要旨の1、2、3がありますが、この中で2のほうに、フッ化物洗口が実施されている学校では即時中止すること、また中止されるまでの間の責任の所在をはっきりさせることとありました。

今日聞き取りを、前回もしましたが、今日もしました。市当局は、責任の所在は教育委員会にあると明確に説明をされておりました。

その中でもまたいろいろと出ておまして、宜野湾市では大謝名小学校がモデル校としてスタートしております。平成28年7月、大謝名小学校歯科医の先生、中部地区医師会会長が宜野湾市教育長を訪問されて、フッ化物洗口の提案をされております。必要ですよということでしょう。それを受けて、宜野湾市としては平成29年6月にモデル校をまず指定しましょうというのがあって、その経緯が一つ一つ教育委員会からもらってきた資料に載っております。

そういうふうな大変厳しい劇薬と言いながら、中部医師会の会長までも必要性を訴えているというのは、必要なのだろうなというのが入ってきます。中部医師会のトップが来て、説明されたということは、大変取り入れる大きな材料になったのではないかなと思います。それについてどのようにお考えでしょうか。

○山城康弘 委員長 島尻参考人。

○島尻参考人（随行者） 経緯について今お話を聞かせていただきました。経緯についてのこととか、実際にこういうふうなやり方で実施しているというのは、研修会で聞かせていただいたのですけれども、いいなと思ったのは、すごく地域、それから学校教職員、それから校長と話し合いをして、どういうふうにすべきかを検討する方向で導入されたというふうな経緯も聞かせていただきました。

今、話し合いを持ってという部分がいいなと思ったのですけれども、でも1つ、とても心配なことがあるのですが、我々はこのフッ化物洗口に反対ではなくて、学校現場でこれをどうしてやるのかなというのが大きな疑問で、本来いいものであれば、歯科医院、まちの医院とかでやるべきことであって、学校に導入するのは、先ほど責任の所在は教育委員会とあったのですけれども、もし万が一何かあったときにはどういふ対応をするのかというので、その疑問があるといいますか、心配というのは先生方の声と保護者の声です。

資料を2つ準備したのですけれども、資料の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 伊波委員へ質疑に対する答弁でございます。資料説明は時期を見て私のほうで判断しますので、説明は少しお待ちいただきたいと思います。今の質疑への答弁は以上でよろしいですか。

○島尻参考人（随行者） はい。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 そういふふうな経緯があつてスタートしております。途中で1回、教育委員会の説明員の方にいろいろとまた確認をさせていただきました。先ほどもやりましたけれども、大謝名小学校、教育委員会が言うからということではなくて、教育委員会から説明を聞いたことを今伝えます。大謝名小学校の今モデル事業が実施されております。先生方の負担は多くないかと、大変なのではないですか、特に養護教諭の方は大変ではないですかとお聞きしました。そうしたら、養護教諭からの負担が増になっているという本人からの今のところありませんとしか聞いていません、議会は。それは報告しておきます。

他の小学校でも今後行う予定がありますかということをお聞きしました。そうしたら、大謝名小学校の成果がしっかり出ているということで、次の小学校を検討していますと、志真志小学校の名前が出ていました。そこにもまた声をかけて向こうも取り入れていきたいというお話をされておりました。宜野湾市の教育委員会の担当の方は。

最後に、この請願は、宜野湾市議会議長宛てに来ています。宜野湾市教育委員会教育長もしくは宜野湾市松川市長にも提出されていますかと聞きました。そうしたら、陳情並びに請願は届いておりませんという答弁がございました。普通なら同じ教職員の組合の皆さんの仕事場である教育委員会への要請を先にやっていくのが普通かなと、一般の方は見るのですが、なぜそうなったのかなというのをちょっと、あるのかと思っ

ていたものですから、でも向こうでは来ていませんよというものですから、それがあったので、なぜそういうような形のやり方をしたのかなというのもそれもちよっとびっくりしました。そういう一つ一つの問題がたくさん議員がいるので、いろんな確認をしたいと思いますので、そういうのがあって、まず1つだけ確認をさせてください。教育委員会に陳情並びに請願が出されていない、出さなかったことは何があったのかなと、普通出すよね。自分の所管している職員が働いているわけだから、皆さんの組合員が、それについて御説明をお願いします。

**○山城康弘 委員長** 今、事務局のほうからこの陳情書について、今急に書類が来ていますけれども、本日の午後1時過ぎに知念春美教育長宛てに、この学校にフッ化物洗口を導入しないことを求める要請ということで、皆さんのほうから要請書が届いているというふうな、今急に報告がありました。

伊波委員の説明は、1時10分からの教育委員会の事情聴取に関して、その時点で要請書はありませんということのお答えでしたので、それを御理解ください。そして、今、伊波委員からの質問も含めて、12月に皆さん請願をしていましたよね。今回、この教育委員会のほうが今日になった経緯も含めて、伊波委員の質問にお答えください。よろしくをお願いします。比嘉参考人。

**○比嘉弘子 参考人** 実は去年の3月に宜野湾市の教育委員会に行きまして、働き方等に関する要請を出しました。その時点でフッ化物洗口のお話をさせていただいたのです。そのとき文書はつくってなくて、フッ化物洗口を今大謝名小学校でやっていますけれども、自分たちはそれについては、教職員組合としては疑問を持っている、不安であるということの実施をやめてほしいのという話だったのですけれども、教育長のほうは、とても成果が出ていて、大変よい結果が出ているので進めていきたいと、私が、でも反対の方々、専門家でも反対の方々もいらっしゃるので、その資料をまたお送りしたいというふうにお話したのですけれども、それは要らないとおっしゃったのです。教育長覚えていらっしゃるかどうかわかりませんが、その声は聞かないという印象があったものですから、これは教育長にはお話しても難しいなということを感じたものですから、特に教育委員会には提出しませんでした。

それでも、後半、出せばよかったなと思いましたが、その中で進めていると、またさらにフッ化物洗口を進めようとするような動きが、もっと広がろうというような動きが感じられたものですから、いろんな情報があったものですから、これはぜひとも予算関係は議会のほうで決まるから、そこでぜひ議員の方々によく考えてほしいと思って、請願を出させていただきました。

以前から宜野湾市の議会の議員の方々でも、自分たちが行ってきたフッ化物洗口に関する学習会とか講演会とかにも参加していただいた方もいらっしゃいましたので、その辺で請願という形で提出させていただきました。

今年度に入って、このコロナ禍もありますけれども、学校はより厳しい状況になっています。先生方が忙しくなっています。その中でこういう話をまた、導入するという話は、もっとさらに酷な状況になると考えまして、今日、宜野湾市議会も行くことですので、一緒に教育委員会のほうにも要請を提出させていただきました。以上です。

**○山城康弘 委員長** ほかにどうぞ、質疑は。宮城委員。

**○宮城政司 委員** よろしくをお願いします。厚労省のホームページのあるサイトで、このフッ化物洗口の進め方について、現場の学校の先生方の理解もしっかり入れながら進めていくような推進しているようなこと

を書いてあったのですが、こういった請願が出ている以上、ちょっと懸念されるのが、現場の先生方への教育委員会からの納得できるような説明というのは過去にありましたか。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） 現在、宜野湾市内で養護教諭として働いていますけれども、私4年たちますが、委員会のほうからフッ化物洗口についての話合いを必ず参加しての説明会は持ってもらったことはないです。情報として入ってはきます。校長会で話があったとか、そういうのも聞いてはいますけれども、実際職員に、全小学校、中学校の職員に下りているという話は聞いていません。志真志のように導入が具体的に進んでいる中で職員にはあったというのは聞いてはいますけれども、何年間で宜野湾市全体に下ろしたいというのは聞いていますが、それに伴って全小中学校で話合いが、説明会があったかというのではないです。

大謝名では成果が出ているという話もあったと聞いています。養護教諭が負担、問題がないという点も聞いています。ただ、学校現場というのは、朝の忙しい中で心身の問題のある子たちの対応に毎日追われている。現在のコロナ禍の中の毎日の消毒、検温作業でもかなり多忙なのです。その中で、またこういう新しい事業を入れるというのは、本当に先生方の負担は増える、軽減はないと思います、もちろん。

しかも、医薬品を扱う、病院ではないので薬は置かないというふうに徹底してはいますけれども、それを、医薬品を置くというのも、本当にいいのだろうかという心配もすごくあります。大謝名小学校のように、全部の学校が落ち着いているかと言っても、そうでもありませんし、学校それぞれの状況育というのですか、そういうのが違う中で、全部に下ろすというのは本当に厳しいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。少し重複するかもしれないのですが、先ほど当局、宜野湾市教育委員会へのヒアリングの中で、何かあった場合の責任というのは教育委員会が取るということを明言されていました。私自身がそれを聞いたのは初めてだったので、教職員の皆様に対してそのような責任は誰が取るかといった具体的な説明はありましたか。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） 宜野湾市内の先生方、養護教員もそういう説明会はないです。初めて私も今聞きました。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。このような請願がなぜ教職員組合の方から出ているということで、現場で実際対応される先生方の中でも賛同できない先生方もいらっしゃると思うのですが、こういった行為を進めていく上で、反対するような思いを持っている方に強制するような何かことはなかったですよという、そういったお話というのは。

○山城康弘 委員長 比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 今現在行われている大謝名小学校の職員に対しての話はちょっと聞いておりませんが、新しく志真志小学校を進めようとしている中で、先生方がそれについてはやっぱり反対であるというような意見を出しても、校長のほうで自分はこれを進めたいということで、最終的な決定は自分にあるというような感じの話なされたということは聞いております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のお話だと、最初に、私が確認しているだけなのですが、厚労省にあった学校の現場の先生方の理解もしっかり得ながら進めていくというやり方がちょっと違うのかなと感じました。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 お疲れさまです。私も資料を頂いたのですけれども、12歳児の1人平均の永久歯虫歯の本数という資料を頂いたのです。その中で全国と比べてこの沖縄がワーストワンということでのそういう非常事態っておかしいですが、そういう事態に陥っている沖縄県があるという資料を頂きました。その中で大謝名小学校の導入がフッ化物洗口であったと思うのですけれども、そして私も今日頂いた資料なのですが、平成30年度は導入してスタートし始めたその子供たち、そして31年度の成果というものが、30年度に虫歯が約2本だったものが31年には1.20という形で激減しているというちょっとした成果が出ておりますが、その中で皆さんは学校現場に医療行為を持ち込まないでほしいという願いの請願書であったと思います。

私も先ほど話をしましたが、学校現場ではいろんな予防接種など、そういう医療行為を持ち込みながら子供たちの成長を見守ったというそういう歴史がありますが、皆さんそういう経緯の中での医療行為はあってはならないということも請願であったのでしょうか、そこをちょっとお聞かせください。

○山城康弘 委員長 比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 今2つあったと思うのですけれども、1つ、沖縄県の子供たちは虫歯が多いというのはありますけれども、沖縄県の子供たちも確実に虫歯の本数は減ってきているのです。10年でも3.幾つから1.何本という感じで減ってきています。全国的にも減ってきていて、必ずしもフッ化物洗口のやっている実施率が高い県の虫歯が少ないかという、そうではないという事実もあるのです。都道府県によっては洗口の率は低いけれども、虫歯が少ないというところもあります。

沖縄県も確実に減ってはきているので、その辺はまた養護の先生方は本当に身近な問題として、その辺よくなってきているというのは感じている。だけれども、大謝名小学校が1年間でよくなるというのは、これはフッ化物洗口によるものだろうかというのは、ちょっと私は疑問があります。1年間でよくなるほど薬が強いのか、だからほかの原因もあるのではないかなというふうに思うのです。例えば虫歯を減らそうという声かけだったり、歯磨き指導が入った、あるいは歯医者に行って治療してもらったというようなことも大きな原因ではないだろうかというふうに自分は思っています。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） 先ほども言ったように沖縄県の虫歯の本数というのは減っている。これは、この減る伸び率というのですか、これは全国1位なのです。フッ化物洗口しなくても伸びているのです。実際私の学校でも伸びています、フッ化物洗口していなくても。フッ化物洗口が治療の効果はないです。予防効果はあっても治療の効果はないです。虫歯が治るかといったらそうではないのです。虫歯ができないようにしようというだけであって、治療に行けばやっぱり本数って減ると思うのです。そのデータがこのフッ化物洗口の成果かというのはちょっと私も疑問は感じます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。このフッ化物洗口の導入をきっかけに、この大謝名小学校はやっぱり歯磨き指導のほうの徹底もされてきたとは私は思うのです。やはり学校現場でフッ化物洗口も必要かもしれないという、私もそういう賛否両論の意見にどうしていいか分からない部分があるということなの

ですが、私は子供たちの歯磨きを指導するというのが基本ではないかと私は思っております。学校現場の中で歯磨き指導を子供たち、朝の歯磨き、給食を食べた後の歯磨きをするということの指導を学校の中でできれば、この虫歯というものが改善されてくるし、子供たちの習慣というものが歯磨きの大切さを学びながら学校で育っていくのではないかとということを私はそれを感じておりますが、その学校現場の中で歯磨き指導というものを徹底できるということ、お忙しい中ではありますが、そういうことは可能なのでしょうか。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） 今現在、沖縄県内の学校でもそうだと思うのですがけれども、歯磨きタイムという時程を週時程の中に取り組んでいるかということ、100%ではないのです。宜野湾市内も違います。本校ありません。ただ、歯磨きって本当に基本的なもので、本来は家庭ですよ。家庭教育、生まれたときからしつけの中でやっていくものであって、それを私たちが正しくしているかどうかの指導は毎年やっています。6月の週間など。ただ、歯磨きタイムというこの週時程の中に位置づけられてはいないので、まずはそこかなと思います。

○山城康弘 委員長 比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 歯磨きタイムを全校でできるかといったら、学校はそういう時間を持つことが今厳しい状況にあります。以前、私は現場でその歯磨きタイムをやっていたことがあります。けれども、その際は、また道具ですね。歯ブラシとかそれを持ってきて、また管理するとか別の問題も出てくるのです。だから、学校で毎日毎日これを指導しながらやるというとても厳しいことではあるのです。ただ、休み時間にうがいしようとかという声かけ、また先ほど話があったように、この6月の週間などの中できちんと歯磨きの大事さというものを教えていくということは、どこの学校でもやっていることだと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。私もフッ化物洗口の導入というものは、少し疑問に思う部分がありながら、今まで出ておりますが、やはり学校の中でのブクブクうがいという形の進め方というのも本当に大切であり、歯の健康というのは、将来子供たちの成長に大きく左右してくるとは思うのです。そういう中でのこの歯の大切さというのは、皆さんがこういう形でフッ化物洗口のそういう導入に反対をということでの御意見ではありますが、やはり学校現場でも子供たち大変だと思いますが、学校現場の中でこそやっぱりそういう歯磨きの指導を入れてみたりというのは、コロナウイルスの感染の予防の中にブクブクうがいをしているではないですか。そういう中での導入の仕方というものも少しずつ見直していく必要もあるのではないかとするのはすごく感じておりますが、そういう面ではいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） フッ化物洗口導入ですか、それとも歯磨きの指導ですか。

○屋良千枝美 委員 歯磨きの指導です。

○仲田参考人（随行者） これを日々教えていくということですよ。

○屋良千枝美 委員 習慣化できるような形を、やっぱり学校でもできたらすばらしいのではないかとこのように感じているということですが、その点についてどのようにお考えになるかということです。

○仲田参考人（随行者） 家庭から学校という認識であれば、私は必要だと思います。もちろん私たちもやりますし、一緒にやるというのは必要だと思います。

ただ、先ほども言ったように時間に組み込まれていないという問題が一つですよね。一生懸命私たちが指導したのが習慣にされていないというのも、やっぱり保護者の意識を変えるというのもとても大変ですよね。子供の意識からまずどんどん変えていかないといけない。ただ、これは本当に時間と労力は必要です。

○山城康弘 委員長 比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 私は、現在の学校現場がもう何とかかんとかというのを取るのが厳しい日程になっていると思っています。朝から、今現在は特にコロナのもので検温やらということで大変なのですが、その前でもやはり朝の自習から入って、1校時から4校時までやって、休憩時間といっても、子供たちちょっと遊びに行ったりするのですけれども、昔45分の休み時間というのはありましたけれども、それも分割されているのです。10分、15分とかやっていて、おトイレ行ったり何か準備したりすると、なかなか休む時間、教職員は労働の問題で45分休憩取るようになってきているのですけれども、それが取れない状況ですね、先生方は。放課後までも個別の指導だったりとかして、忙しいような状況なのです。

この歯磨きタイムを、また学校のほうに重きを置いて指導をさせるかどうかということに関しては、やっぱり家庭教育として返す部分というのがとても大きいのではないかと私は考えていますけれども、でも学校は、重要な部分に関しての指導は確実にやっていく。その中で保護者の方々にもその歯磨きの大事さであったりとか、食育であったりとか、それから最近では虫歯でなくて歯周病だったりそういう問題もすごく大きいのだと、フッ化物洗口では効果がないようなものも問題になっていると聞いていますので、そこら辺で保護者との家庭への周知や協力をまたお願いして進めていくのがいいのではないかなと思っています。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。この6月は、歯の虫歯予防月間でもありますし、ぜひまた学校内においても虫歯に対しての、虫歯をなくすということの徹底など、子供たちの指導をしていただきたいと思っております。

また、このフッ化物洗口に関しても、いろいろ資料調べながら、こちらのほうも研究してまいりたいと思っております。ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 はい、どうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。先ほど参考人のお話いろいろ意見を聞かせてもらいました。職員の負担が大きいのが一番の原因なのかなと私は感じたのですけれども、先ほどいろんな意見の中で、この取組についてはいいことだと、それを学校の中でなぜ集めてやるのかが疑義があると、そういう意見もあった。では、これ自体がもちろん職員の負担になるということではあると思うのですけれども、今参考人の意見からするとですね。今、大謝名小学校で現在週に1度だけという指導部への先ほどの聞き取りの中で、そういう中で今皆さんがおっしゃられているようなことを我々が質疑をしたのですけれども、今のところはそういう、変な話、希釈した液をポンプでコップに入れるだけの作業だと、それがもちろん、その現場では見えないそれまでの過程もあるかもしれませんが、僕が今聞きたいのは、フッ化物洗口するのはいいけれども、集団でやるのがいけないということなのかちょっと確認したいです。

○山城康弘 委員長 島尻参考人。

○島尻参考人(随行者) 集団で学校がやりやすいというのでやっているとは思っているのですが、学校の現場で医療行為を行うのはよくないというふうに考えています。どこからどの部分が医療行為かという、この宜野湾市の大謝名小学校はどのようにやっているかちょっと分かりかねるのですけれども、ある学校で

は、この希釈の部分も養護教諭がやると、この持ち込みは保健委員の皆さんがやると、この部分は薬事法に違反している部分で、本来こういった学校でやるときは歯科医師かもしくは歯医者さんのスタッフとして働いている、そういった方々がやらなければいけないというルールがあるらしいのです。そういった部分で何かあったときに心配だというふうな部分で、そういうふうに感じているといたしますか。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。先ほどこの件で指導部に意見聴取した際にもこの話には実になつたのです。これは医療行為として当局のほうでは考えているのですかという問いに対しては、医療行為には当たらないと、明言していましたので、これは宜野湾市の指導部のほうですよ。それは私のほうから確認したのですけれども、ただ一番は、お話を聞いていると、やっぱり職員のその負担を、今でも大変なのに、さらにコロナ禍の影響の中で、そういう御指摘のほうが多分今一番多いかと思うのですけれども、週に1度の、今現在も大謝名小学校、モデル、もう今進んでいますので、大謝名小学校のこの宜野湾市の教育委員会も今いい取組だと私たちにもおっしゃっていただきましたので、その中で、今度志真志小まで広げる予定をしているというお話もありましたけれども、まず皆さんがもちろんそこで意見を言って、教育委員会ともできるだけこの負担の割合というのが、我々ちょっと今詳しい現場の話は分からないのですけれども、それをちょっと軽減できれば、このフッ化物洗口を進めてではないのですけれども、そのままやっていくのかなと思っているのですけれども、その点についてはどう思いますか。僕が言ったのは負担をもう少し研究する余地もあると思うのですよ、教育委員会のほうも。皆さんがおっしゃられることもあると思うのです。そこをクリアして、もちろんこれは賛否あることなので、今実際モデル校として成果も上げているから、多分指導部のほうはやると思うのです。そういうのもちょっとお聞きしたい、参考までに。どうやったらできるのか、もう完全にしないほうがよいというのか、それともこうやったほうがよいというアドバイスもできるのかどうか。

○山城康弘 委員長 島尻参考人。

○島尻参考人（随行者） いろいろ先生方の負担も配慮して取り組む、そういったのも研究されていくのであれば、これを受け入れる、学校現場でやってもいいという考えではなくて、これがあくまでも医療行為の部分があるので、これを何かあったときに学校は養護教諭とか先生方に責任が来るのはよくないのではないかなと考えているのです。それよりは、本来は歯科医院で保護者の責任、判断でやってもらったほうが望ましいと考えているのですけれども。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） 先ほど医療行為に当たらないというふうに聞いたと言っていますけれども、フッ化物洗口のガイドラインというのがあって、その中で集団運用の場合のこの調剤というものは、歯科医師の指導の下、歯科医師あるいは薬剤師が処方、調剤、計量、それを行うふうにガイドラインに確実に載っているのです。大謝名小学校では調剤を歯科医師がやっています。学校歯科医師が、調剤したものを持ってきています。配布は保健委員、養護教諭がやっていますが、調剤は歯科医師がやっています。モデル校という、このモデル校のやり方が全学校歯科医に理解ができるのかということ、そこもまた違うと思うのです。養護教諭はやらないというか、できないのです、ガイドライン上では。そういうことがちゃんと明確に載っています。

○山城康弘 委員長 比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 この医療行為ということで、薬剤を使うということなのですが、学校では今養護の先生方、保健室のほうでもなかなかそういうお薬は子供たちに与えないですということを受けております。そういう中で、児童全員にフッ化物のその液を与えてうがいさせるということは、それは本来学校でやるべきことではないのではないかと、薬を使うということがですね。やっぱり歯医者さんでやったほうがいいと。なぜならまたその薬によって、やはり何か異変が起きる子供もまたあり得ると、実際先ほど、ちょっと皆さんのお手元にも行っているかと思えますけれども、中にはやはり気分が悪くなったりとか、体に異変が出ているというものなど、これは1件だから、2件だからとそういう問題ではないと思います。そういうことを学校に持ち込まないでほしいというのが私たちの考えです。

教育委員会が責任を取るから、では学校現場でそれを実際に子供にあげた教師は責任がないのかといったら、教師はそんなふうに思わないです。私たちは、自分たちが見ている子供たちに責任を持ってやっぱり学校で生活させたいです、安全に。なので、この子に何かあったというときは、自分が、だって渡した薬のせいだと、あるいはそれは何が原因かも分からない、実際は。本当はこの子の今日の具合はどうだったのと、観察してこれをあげたとしても、何が原因でこういうふうな状況が起きているのかというのも分からない。この薬の効用とか、この辺についてもまだまだはっきりしない部分があるというふうに私たち聞いていますので、とにかく学校にこういう薬剤を使用しての行為というのは入れてほしくないと思っています。

あと1点、ちょっと支援の必要な子供、ちょっと気になる子供たちが増えております。そういう子供たちが全て教師の言うとおりに、はい、うがいで、吐き出してという行為が全てできるかといったら、できない子もいると思うのです。その辺も教師はすごく心を配っていると思うのです。子供たちの様子を気にしながらいろんなこと、学校ではやっていますので、その辺には精神的な負担がやはりもっと大きくなってくるだろうと思いますので、ぜひこれは導入しないでほしい、広げないでほしいと考えています。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 先ほど指導部からの説明で、保護者への説明を口頭で行ったようなことをおっしゃっていて、できればもし資料を出していたらその資料を見せてもらいたいと思ったのですが、保護者の皆さんにどのような説明が行われるかというのを御存じだったら、要は未確認な情報も、この薬というか、薬剤は副作用が検証されていないと理解してしまっていて、だからどんな症状を持ってきても、そんなもの根拠がないだろうと言える状況というのは、非常に危ないと思っていて、こうだからこうなるというのが言えるのであれば、そうではないよと言えるかもしれないのですが、検証されていないということなので、そういった薬剤を、そもそも薬剤使いたくないとおっしゃっていたのですが、そういった薬剤を使うことがちゃんと保護者に説明されていたのかなということ、口頭でしか、説明会でしかされていないのだったら、資料ももらえないと思うのですが、そういった説明会のお話とか、沖教組の皆さん御存じだったら教えてもらえないでしょうか。

○山城康弘 委員長 島尻参考人。

○島尻参考人（随行者） 大謝名小学校区では、説明会をされたかちょっと存じていないのですが、関連して、那覇市の推進している学校では、教頭先生に問合せをしてみたのですが、このインフォームドコンセント的なこの説明はしていないというふうに回答がありました。本来、この資料、私の手元には医療用薬品オラボリスという昭和化学工業がつくっている添付文書、インフォームドコンセント的にこういった薬品を使いますよというのをやっぱり説明責任として必要なのです。しかし、そういったのをやってい

ないのが沖縄県では今のところ16校なのですけれども、全部の学校調べてはいないのですけれども、聞いた話によると、そういった説明が不十分であるなというのが分かってきているので、読ませていただくと、そういった方には、使用に際しては間違いなく洗口できることが確認してから使用させることとか、洗口ができない場合には水で洗口を練習させること、飲み込むおそれのある幼児、子供には使用しないこと等もあるのです。そういったことから関連して、まだインフォームドコンセント的には不十分だと思っています。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、ちょっと、宜野湾市内ではどうだったかというのは、これは教育委員会が説明されたのですか、それとも教職員の方が説明会をやったか御存じですか。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） 大謝名小学校では教育委員会がやっていると思います。同意書でもって。ただ、どのようにやったのかは、私は参加していないのでわかりません。志真志小学校ではやっていないです。やらないままで、去年の校長先生がPTAの集まりみたいなのでは説明したとは聞いていますけれども、どのような説明があったかというのは聞いていません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。やっぱり賛否分かれるもの、保護者の方にはこういう説明が要るのかなというふうに感じます。

ただ、指導部の方の説明では、やりたくないということでやらない子たちもいて、数字ちょっと覚えていないのですけれども、90何%かはやっているけれども、残りの数%の子たちは、こういった薬剤を使わず水だけでブクブクうがいをしている子たちもちゃんといますよということはおっしゃったのですけれども、先ほども僕言ったのですけれども、学校で例えばクラスで1人だけやらないとかって、すごい疎外感というか、同調圧力的なことを考えたら、なかなかできないと思います。僕はそこらじいじめとかにつながらないかという懸念を確認したのですけれども、そういったことが起きないように配慮していることはおっしゃったのですけれども、そういったことが起きる可能性って多分先生方は敏感だと思うのですけれども、先生方の忙しさとか懸念から精神的な負荷につながりますか。

○山城康弘 委員長 仲田参考人。

○仲田参考人（随行者） つながると思います。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。例えばクラスの半数がやらないよとかだったら、多分やりやすいと思うし、保護者の間でも半数がやらないという選択をして、それでしっかり進められるのだったら、そういったやり方もあるかなと思うのですけれども、90何%も賛同している中で1人が、その数%だけというのは、環境的にもちょっといろいろ懸念するところがあると思いました。ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。

では最後に、島尻参考人、何か説明ありますか。

○島尻参考人（随行者） 資料の説明をさせていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 島尻参考人。

○島尻参考人（随行者） すみません。2部資料を添付したのですけれども、1部、4ページの資料。フッ化物洗口における洗口濃度の誤りについて。実は懸念していたことが今年の5月、最近起こりまして、子供

の命に関わることなので伝えておきたいなと思って、ちょっと添付したのですけれども、鹿児島県の鹿屋市立細山田小学校の校長先生が保護者宛てに出した内容なののですけれども、通常よりも高い濃度の洗口液で使用了際に、急性中毒症状が出た児童が2人出たということです。詳しくは、中段のほうに、うがいの後、気分がよくないと申し出た児童2名については、マニュアルに基づいて経過を観察した。本来、こういったのが起きたらどうするのという感じなののですけれども、そういったことが5月22日に起きています。実際、コロナウイルスの影響で、この資料の最後のページには、日本口腔衛生学会から、フッ化物洗口の一時的な中断はやむを得ないというコメントも出されている中で、4月2日です。こういったフッ化物洗口を継続して行っている学校があったと、これも一つ。

中身、2ページ、3ページを見ていただきたいのですけれども、2ページ、3ページのほうの部分は、3番の責任の所在と再発の防止をすべきですというところなののですけれども、こういうふうに鹿児島県知事にあった要請書なのですが、責任者を別途傷害罪で告発することも視野に入れていきますというような形で、日本口腔衛生学会は鹿児島県知事と教育委員会に提出しているので、この部分も起きてはいけないことが起きてしまっている現状であるので、フッ化物洗口の導入に関しては、やっぱり慎重に、また多くの皆さんとの意見交換とかをやっていただく必要があるかなと思っています。すみません、短めな説明で。

失礼しました。間違えました。これを提出したのは、日本フッ素研究会でした。

もう一つ、9ページにまたがる資料なののですけれども、この資料は、昨年度沖縄県の保健医療部のほうが歯科口腔推進計画を進める中で、小学校期の子供たちにはフッ化物洗口を導入したいという考えで盛り込んでいる計画なののですけれども、この計画書は手元に添付していませんが、昨年度の11月25日から12月24日にかけて、パブリックコメントを募集していたので、沖縄県教職員組合としてもまた意見があれば募ったところ、この資料の中に64件あるのですけれども、これは教職員を含めて、保護者も含めての意見が載せられています。やっぱり賛否両論あるものを導入するのはいかがなものかとか、そして4ページを見ていただきたいのですけれども、4ページの27番に、豊見城市が昨年度から低学年に導入したという内容の文言が書かれているのですけれども、この27番のうちの4行目に、職員への説明もなく、学校責任者の校長のみの保護者説明会も形だけで、十分な説明がないままスタートしましたという部分がありますので、現状は今のところこういったのが現状かなと思いつつ、今ピックアップをしました。やっぱり保護者にインフォームドコンセント的に説明するのは必要でありますし、この添付文書には劇薬とも記載されているので、この辺もやっぱりもし導入をするのであれば、学校及び保護者には伝えていく必要があるのかなと思います。また時間があるときに読んでいただきたいなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 比嘉参考人、ほかに何か最後発言することありますか。比嘉参考人。

○比嘉弘子 参考人 今、先ほどから申し上げますように、学校というところがとても忙しい状況にあるのです。お休みなさっている方々がたくさんいる。休みたいけれども、休めない。代わりの先生もいない。補充教員も足りないというような状況です。

そういう中で新しいこと、この薬剤とかを使うようなことが入ってくると、さらに厳しくなる。なので、保護者にも説明必要なののですけれども、そういう中で教職員がしっかり子供のことを考えてという時間もとれるのか。逆にまたそこも心配になるのです。じっくりこの子供を見る時間もできるかなというのも心配になりますので、本当に導入しないでいただきたい、広げないでほしいというのは私先ほどからの考えですけれども、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかの参考人、発言は大丈夫ですか。よろしいですか。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後2時59分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時59分）

---

○山城康弘 委員長 審査中の請願第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時刻 午後3時00分）

## 福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月17日（水）2日目

午前10時00分 開議

午前11時35分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
—	—
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（8名）

健康推進部長	崎間 賢
国民健康保険課長	米須 之訓
健康増進課長	玉城 悟
国民健康保険課庶務係長	大道 優

福祉推進部長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
介護長寿課保険料担当主査	寄川 久里子
児童家庭課手当一係長	宮平 真基

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第32号 （仮称）学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情

陳情第 6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情

陳情第 7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情

議案第47号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議案第46号 交通事故に関する和解等について
- 請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願
- 陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
- 陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第33号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情
- 陳情第36号 国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情

第428回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和2年6月17日（水）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。質疑どうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の審査に当たって、今、この臓器移植をするという、宜野湾市で待機している方がいるという情報もあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 臓器移植に関連する宜野湾市の所掌事務の中においてはございません。パンフレットとかそういった資料等によりますと、心臓とかいろんな種類があるかとは思いますが、そういった方々がどの程度提供のために待機していらっしゃるのかとかという数字は把握してございません。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。宜野湾市においてそういう臓器移植等に関するほかからの要望とかも担当部、市長宛てに何かありましたか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど申し上げたとおり、臓器移植に関連する所管部署のほうはございませんので、臓器移植ネットワークからのリーフレットの提供等、その周知依頼とかそういったのはございますが、同じような形の市長に対する要請は、ここ2～3年においてはございません。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 臓器移植を願って待って、県外、国外に行かれる方もいます。そういう方々のほうからの何か報告みたいのものないですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 新聞報道等でしか我々もちろん把握していなくて、心臓移植とかで多額の費用を伴うということで、寄附の依頼であったりとかというのは、新聞等で拝見するのですけれども、そういった方が実際に、市長あるいは担当部署も含めて、報告は確認してございません。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。先ほど臓器移植に関して担当する部署がないというお話だったので、もし市民からそういった相談が当局にあった場合、どのように対応、措置されるのかということと、過去にそういった相談があったことはありますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 近年ちょっと事例がないものですから、今、市民からの問合せがあった場合とかというのはちょっと把握してございません。

先ほどのリーフレットとか、臓器移植ネットワークとか、そういったところからの資料提供等もございませぬので、もし仮にあった場合には、所掌している県の機関があるのかどうかとか、あるいはそういったネットワーク機関のところであつた相談が可能なのかどうかも含めて、資料、あるいは情報の提供という形になるかとは思ひます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。担当の部署はないとしても、そういった情報の提供はできるといふことで理解しました。

当局が直接関わつたことはないと思ひのですけれども、過去に宜野湾市民で臓器移植を受けた人がいるのか、そういった情報というのはお持ちですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 所掌業務があれば文書の受付、あるいはまた実績があつた場合の報告等がございませぬ、ないものですから、実績は把握してございません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。臓器移植自体は、本当に重い症状だと思ひるので、できる限り行政でも協力したほうがいいと思ひもあるのですけれども、そもそもそういう担当する部署がないことと、あとはできる限りそういう情報の提供はしていくといふことなので、この陳情は、意見書は可決できるかなとちょっと考えました。以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 はい、どうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 この陳情に関しては、なかなか当局のほうも答えづらひと思ひるので、持っている資料がないと答弁もできないと思ひますので、進行してもいいのかなと思ひています。

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第1号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時18分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時18分)

---

#### 【議題】

陳情第32号 (仮称) 学校法人薬医学園沖繩国際医科薬科大学設立に関する陳情

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 次に、陳情第32号（仮称）学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情を議題といたします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 市長部局のほうにも同じような形で、沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情という形で一応出されてはおりますが、薬学部の新設に関しての要請を受けて、市が何かしらできるかというところと難しい部分がございますので、提供を受けて、各市町村の動向等、そういった形のものがあるのかどうかというのを確認しているような状況です。

○山城康弘 委員長 質疑ありますか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 沖縄県医科薬科大学創設賛同というのが、県の政策に入れば全面的に協力を、資料のほうあるのですけれども、県はまだ賛同していないということでしたよね。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 以前の委員会の会議録等を確認させていただいたのですけれども、前回の時点では、沖縄県としての事業計画等には多分位置づけられていないという答弁をしております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。この薬科大学というのは、我々宜野湾市は西普天間住宅地区に琉大病院を置くということで、そこの絡みはどんなになっていますか。そこと何か協議をしているとか、そういう情報はないですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 西普天間住宅地区跡地に琉球大学が移転するということですが、既存の今琉球大学においても、この薬学部という形の学科はないかと思っておりますので、その辺の中で今この薬科に関する学科とかあるいは学部とか申請されるという形のものちょっと把握してございません。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。

（「進行」という者あり）

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第32号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時12分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時20分）

---

【議題】

陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 次に、陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情を議題といたします。  
本件に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 今回のこども医療費助成制度の拡充を求める陳情、陳情第6号なのですが、この中で意見書を出してくださいという形になっているものだと思いますので、その中で確認したいことがございます。今、現状の確認なのですが、こども医療費助成制度を現物給付にした市町村の国庫補助ペナルティーはどうなっていますか。まず、これをお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 現時点では、平成30年から就学前まではペナルティーがなくなっておりまして、就学以降に現物給付した場合には減額が実施されるような形になってございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 こども医療費助成制度では、小学校在学までの医療費の現物給付に関してはペナルティーがつかないということによろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 就学前までです。小学校6年生までではなくて、小学校1年生に就学する前まではペナルティーがないということになっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 理解しました。参考までに、今宜野湾市はペナルティーを受けているのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 就学前までが現物給付、就学後の部分に関しましては償還払いになりますので、減額措置の対象とはなってございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 参考までに、もし宜野湾市が小学校卒業までを現物給付を就学前からさらに延長して、小学校6年生卒業するまでやった場合というのは、ペナルティーというのは相当な額なのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 平成30年度の国の国保制度の見直しで、都道府県が保険者になりまして、従来の仕組みと異なっておりまして、この額を算出するのは非常に難しくなっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 再度また確認します。小学校6年生まで現物給付している市はあるのでしょうか。ペナルティー覚悟でやっている市というのはどうなっていますでしょうか。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 今現在確認できるのは、市域で申し上げますと、中学生まで現物給付を行っているのは名護市となっております。入院、通院ともに中学生までの現物給付となっております。

○福祉推進部次長 すみません。訂正させてください。

○山城康弘 委員長 はい、どうぞ。

○福祉推進部次長 名護市については高校生の現物給付になっておりまして、もう一つ、市域で申し上げますと、宮古島市が入院について現物給付を中学生まで行っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 陳情の趣旨としては、今の伊波委員がおっしゃったそのペナルティーを廃止するということと、国のほうで中学校卒業までの医療費無料制度をつくってもらいたいということですが、まさにこれはそうしてもらおうと、本市の財政的な負担も軽減されると思うのですが、決算のほうはまだ出ているかどうか、ちょっと分からないのですけれども、直近のこの医療費助成制度による本市の財政の負担額というのはどれぐらいなのでしょう。

○山城康弘 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答えいたします。こども医療費助成事業には補助事業分と単独事業の分がございまして、補助事業の令和元年度の決算額といたしましては2億3,400万円余りになっております。

続きまして、単独事業のほうなのですが、これは小学校1年生から小学校6年生までのものなので、令和元年度の決算額が6,000万円余りとなっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 補助というのが県の補助の部分が2億3,000万円で、市単独というのは6,000万円で財政支出があるということで、これは国のほうで全部中学校卒業まで無料としていただくと、これは本市にとっても大変ありがたいことだと思います。

ところで、陳情がこういうふうに出ておりますが、例えば市長会でそういう九州市長会なのか、沖縄の市の市長会なのかというのは、当局のほうで把握している部分で結構ですので、例えば沖縄の市長会で国に対してこのこども医療費助成の拡充を求めるような要請というのは行っていらっしゃるのかどうか、その辺をちょっと伺いいたします。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 私たちの把握している範囲内でお答えさせていただきたいのですけれども、市長会のレベルで九州市長会にというような要請はしてございまして、福祉事務所長会と言いまして、11市があります福祉事務所長会がございましたが、県のほうに要請をしまりましたのは、以前にこの現物給付を行う際に、所得でもって低所得の方に現物給付をというような内容の話が県から説明会ございましたので、その際には、子供は一律同じように医療費助成を受けるべきだということで、福祉事務所長会で意見の申入れをしたことはございますけれども、中学生まで助成をというような要望をしたことはございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最後に、この陳情は2018年の8月17日に議長宛てに届いたのですが、市長にも同じような陳情は届いておりますか。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 前回、平成30年度の福祉教育常任委員会のほうでもお伝えしたと思うのですが、同様な要請は受け取っておりません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 確認ですが、市長宛ての要請は受け取っていない、これは2018年以降もないということで、今現在もないということよろしいのですか。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 ございません。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 参考までに、医療費助成で国もしくは県が被保険者でやる場合、現物給付というのは拡充できる可能性はありますか。県下独自でできる可能性はあるかということです。国には要請するよね。どうなのか。県知事からまた国へさらに意見書を出すようにとありますけれども。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 先ほど健康推進部次長のほうからもございましたけれども、ペナルティーの影響額もございしますが、補助をいただいたということ、現在としては県から医療費の2分の1助成はいただいておりますけれども、何せ医療費というのが年々増額をしておりますので、その半分は市単独の予算で賄わないといけなくなりますので、現物給付ということで助成がございしても、全額ではない限り、市の持ち出し分も増えていくということもございしますので、財政力等も勘案しながらとはなっていくと考えます。

○山城康弘 委員長 ほかによろしいですか。進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時32分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

---

#### 【議題】

陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 次に、陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 陳情には「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の採択をお願いしますとあります。原則1割負担とありますが、現状はどうなっていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 後期高齢の被保険者で言うと全体では8,655名いらっしゃいます。その中で1割負担の方については7,472人、割合で言いますと86%が1割負担の方となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。1割負担以外は何割負担ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 3割負担です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、1,200名近くの方々が3割負担ということで理解をしていいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 そのとおりでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 これまで原則1割だったのが、収入に応じて変わったと理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 こちらの方については恐らく当初から3割負担であったのかと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、この陳情者の内容は、後期高齢者が宜野湾市に住むに当たり、原則1割負担の方々も、2割もしくは3割に引上げになる可能性がある。国は1割負担をしっかりと継続しなさいという内容でいいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、背景といたしましては、団塊の世代が2020年度に後期高齢者、75歳以上に達するというので、その状況を鑑みた場合に、医療費が増えていくということが想定されますので、国のほうとしては持続して制度を保つため、やはりこの窓口負担の見直しも必要ではないかということで、今、国が動いているところがございます。現実で1割のところを2割に引き上げる可能性があるという中での今回の陳情だと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今、市にそういう動きがあるということを踏まえて多分陳情を出しているのだと思いますが、その動きはありますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 その医療費の部分に関しましては、一部負担金の側で見るとは、1割負担、2割負担、3割負担という形で、逆に保険者として給付する場合には、9割負担、8割負担、7割負担という形になりますので、この部分がどう影響してくるかという、保険料のほうにもはね返ってきますので、先ほど国保課長が申し上げたとおり、社会保障の持続可能な仕組みの中で、給付の状況、高齢者人口等を加味して、この負担割合の見直しは新聞報道等でも今現時点で出されているところだというふうに理解しております。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 介護のほうで後期高齢者の人たちが何か減額というか、何か免除的なのがあるかありましたよね。例えばこの1割負担ではないのですが、最近のこの介護保険料の問題も後期高齢と何か、またそこで上がった分、ちょっと種類は違うのですが、介護保険の何かで特例とか何か、そういうのがあったような気がするのですが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 把握しているわけではないですが、今保健事業と介護予防の一体的実施ということで、社会保障制度に関して健康寿命の延伸、そういった取組の中で後期高齢者の広域連合のほうと提携が市町村求められているところであると理解しております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 確認させてください。この陳情で後期高齢者の方の負担が増えるのを防ぎたいということだと思っておりますけれども、この一部の方には1割負担を2割負担にするということで、市の財政的には助かるということなのですか。助かるという言い方は、すみません、よくないかもしれませんが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 医療費に関しましては、総医療費という形で10割、あるいは100%の負担があるかと思えます。その中で1割負担、2割負担の部分に関しては、当然患者さんが負担する部分でありますので、残りの部分が現在9割負担の部分に関して、それが2割負担するということは8割負担のほうに変わってきますので、財源的な負担は、市としての支出額というのは当然減ることになるかとは思いますが。ただ、この部分に関しましては、定率の国庫の負担であったりとかはございますので、単純にそういった形のものではなくて、ただこの部分が一部負担金というのは、受診を抑制する、あるいは負担を被保険者に求める部分もございまして、その部分の負担割合が大きくなるということは、国保財政とか、あるいは保険者の財政の部分で若干軽減される部分もあるかとは思いますが。その部分が軽減されることによって、被保険者の保険料の部分も軽減される部分が出てくる可能性もまたあるかとは思いますが。その部分は、やっぱり医療の機会の受診等とか、そういった状況が変わってくると多分、一概には言えない部分があるかとは思いますが、持続的なやっぱり社会保障を継続するためにも、そういった見直しも既に図られてきているところであるというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ、質問ありますか。進めてまいりましょうね。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

---

#### 【議題】

議案第47号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第47号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

本件に対する討論を許します。

(「省略」という者あり)

○山城康弘 委員長 討論もないようですので、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 これより議案第47号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時27分)

---

【議題】

議案第46号 交通事故に関する和解等について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第46号 交通事故に関する和解等についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

本件に対する討論を許します。

(「省略」という者あり)

○山城康弘 委員長 討論もないようですので、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 これより議案第46号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

---

【議題】

陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情

陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情、陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情、以上2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。本件については採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

これより陳情第7号を採決いたします。本件については採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

---

#### 【議題】

陳情第32号 (仮称) 学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第32号 (仮称) 学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情を議題といたします。

本件については、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより陳情第32号を採決いたします。本件については不採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は不採択されました。

---

#### 【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

陳情第33号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情

陳情第36号 国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情

○山城康弘 委員長 次に、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第33号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情、陳情第36号 国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情、以上12件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本12件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会時刻 午前11時35分）

## 福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年6月25日（木）

午後 1時00分 開会

午後 1時08分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
—	—
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡 嘉 敷 真
------	---------

○審査順序

意見書第15号 こども医療費助成に係るペナルティーを完全に廃止するとともに、制度の拡充を求める意見書

意見書第16号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書

意見書第17号 「後期高齢者医療窓口負担の見直し」に当たり、原則1割負担の継続を求める意見書

第428回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和2年6月25日（木）

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午後1時00分）

---

【議題】

意見書第15号 こども医療費助成に係るペナルティーを完全に廃止するとともに、制度の拡充を求める意見書

○山城康弘 委員長 意見書第15号 こども医療費助成に係るペナルティーを完全に廃止するとともに、制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

本件につきましては、先日の委員会で採択した陳情第6号に係る意見書となっており、委員長及び事務局で文案を作成いたしましたので、各委員から御意見を伺いたいと思います。まず、件名について御意見がある委員はございますか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 件名については原案のとおりといたしたいと思います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 文案については原案のとおりといたしたいと思います。

次に、要請方法について御意見のある委員はございますか。

（「郵送」という者あり）

○山城康弘 委員長 要請方法については郵送することといたしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

宛先についてお諮りいたします。原案のとおりといたしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

本件については、先ほど決定した件名、文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

宛先についてお諮りいたします。原案のとおりでよろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

【議題】

意見書第16号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書

○山城康弘 委員長 次に、意見書第16号 こども医療費助成制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

本件につきましては、先日の委員会で採択した陳情第6号に係る意見書のうち、沖縄県に提出する意見書となっております。

さきの意見書第15号とは件名及び文案の記の項目が異なっております。まず、件名について御意見ございますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、件名については原案のとおりといたしたいと思います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 文案については原案のとおりといたしたいと思います。

次に、要請方法について御意見のある委員はございますか。

(「郵送」という者あり)

○山城康弘 委員長 それでは、郵送することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

宛先についてお諮りいたします。原案のとおりといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 本件については、先ほど決定した件名、文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

#### 【議題】

意見書第17号 「後期高齢者医療窓口負担の見直し」に当たり、原則1割負担の継続を求める意見書

○山城康弘 委員長 次に、意見書第17号 「後期高齢者医療窓口負担の見直し」に当たり、原則1割負担の継続を求める意見書を議題といたします。

本件につきましては、先日の委員会で採択した陳情第7号に係る意見書となっており、委員長及び事務局で文案を作成いたしましたので、各委員から御意見を伺いたいと思います。まず、件名について御意見のある委員はございますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、件名については原案のとおりといたしたいと思います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 文案については原案のとおりといたしたいと思います。

次に、要請方法について御意見のある委員はございますか。

(「郵送」という者あり)

○山城康弘 委員長 要請方法については郵送することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

宛先についてお諮りいたします。原案のとおりといたしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 本件については、先ほど決定した件名、文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後1時08分)